

原子力被災者への対応に関する 当面の取組方針（案）

平成23年5月17日
原子力災害対策本部

原子力被災者への対応に関する当面の取組方針について

平成 23 年 5 月 17 日
原子力災害対策本部

未曾有の被害を生んだ東日本大震災に続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した、あの「3月11日」から、2ヶ月が経過しました。

この2ヶ月が、原子力事故による被災者の皆さんにとって、いかに長く、苦しく、困難な日々であったか。避難区域の設定により、震災への対応もままならぬまま、着の身着のまま避難せざるをえなかった皆さんの不安、また、屋内待避区域の設定により、不便な生活を強いられたり、自主避難することとなった皆さんの思いには、言葉では言い尽くせないものがあると思います。

避難所の変更による相次ぐ移動や、生活面の不自由やプライバシー確保も不十分な避難所での長期の生活、何ら根拠のない誹謗中傷、仕事や教育などの環境の激変などにより、原子力事故による被災者の皆さんが受けた肉体的・精神的なストレスはいかばかりかと存じます。

さらに、被災した農林水産業や中小企業の皆さんも、いわれのない風評被害を受けたり、避難により事業継続が困難となるなど、甚大な損害が生じています。

今、この瞬間も、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。また、放射線量が高い地域の皆さんには、今後の計画的な避難に向けた準備を進めていただいております。さらに、その他の地域でも緊急時における避難準備を整えていただくなど、今回の事故によって多くの皆さんの生活に大きな御不便をおかけしています。

東京電力福島第一原子力発電所の状況は、依然予断を許しません。現場では、一日も早い収束に向けて、必死の作業が続けられております。そうした作業に従事しておられる方々の多くが、自らも原子力事故による被災者であることには、本当に胸がしめつけられる思いです。

今何よりも求められていることは、4月17日に東京電力が示した「事故の収束に向けた道筋」を着実に実現させることです。そうすれば、6ヶ月から9ヶ月後には、原子炉は冷温停止状態となり、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられることとなります。

その実現に向けて、国も、東京電力任せではなく、できる限りの対応をしてまいります。

これまでは、避難区域の設定など原子力事故による被災者の皆さんの安全確保を第一に取り組んでまいりましたが、これに加えて、これからは二次避難先の確保など生活面での対応についても、国は、福島県や関係市町村の他、福島県外で被災者を受け入れてくださっている自治体の皆さんの協力を得て、力の限り取り組んでまいります。

先般、平成 23 年度補正予算が成立したところであり、仮設住宅の建設や雇用の創出などの対応を一層強化してまいります。さらに、住民の方々の御希望の強かった警戒区域への一時立入も開始しました。

こうした対応を含め、今回、国として、原子力発電所の事故による被災者の方々及び被災自治体への対応にかかる当面の課題とその取組方針をとりまとめました。

これは、原子力事故による被災者の皆さん、被災自治体や関係自治体の皆さん、さらに国民の皆さんに、政府一丸となった当面の取組の全体像と今後の見込みを、御理解いただくためのものです。まずは、ここにとりまとめた施策を着実に進めてまいります。

しかし、これは、あくまで「当面の」取組に過ぎません。今後、原子力事故による被災者の皆さんが直面するであろう「すべての」課題に対しても、国として正面から取り組んでいくことは言うまでもありません。

東京電力福島第一原子力発電所の 1 号機が営業運転を開始してから、今年ちょうど 40 年目にあたります。

長きにわたり国の原子力政策、電源政策の一番の理解者であり、安全であると信じ、原子力発電所とともに共存してきた皆さんの、今回の事故によって裏切られたとの強い思いに、国は真正面から向き合わねばなりません。

原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。

必ずや、被災者の皆さんが、再びふるさとの地に立ち、住み慣れた我が家に戻り、そして、豊かな自然と笑顔があふれるコミュニティを取り戻す日がやってくると確信しています。そして、その日が実現するまで、国として力を尽くす覚悟です。

目 次

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事態収束に向けた取組	5
(1) 事態収束に向けた取組.....	5
① 国による支援・安全性の確認.....	5
② 国際協力.....	8
③ 事故原因等の調査・検証.....	9
(2) 安全対策の実施.....	9
2. 避難区域に係る取組	11
(1) 避難区域の設定.....	12
(2) 一次避難の状況.....	13
(3) 二次避難先の確保.....	14
① 応急仮設住宅の確保.....	14
② 国家公務員宿舎・公営住宅等の活用.....	14
③ 民間賃貸住宅借上げの活用.....	14
(4) 要介護者や障害者等への対応.....	15
① 要介護者や障害者等の福島県外への搬送.....	15
② 福祉仮設住宅の設置支援.....	15
(5) 警戒区域の設定及び一時立入の実施.....	16
① 警戒区域の設定.....	16
② 一時立入の実施.....	16
(6) 区域内の農産物や家畜等の取扱い.....	17
① 農林水産事業者の損害に対する賠償について.....	17
② 区域内の農産物や家畜等について.....	17
(7) 中小企業者の損害に対する賠償について.....	18
(8) 避難区域解除までの支援.....	18
① 区域解除までの支援体制及び情報提供.....	18
② 区域における治安維持.....	18

3. 計画的避難区域に係る取組	19
(1) 計画的避難区域の設定	20
(2) 避難先の確保	20
① 応急仮設住宅の確保	20
② 国家公務員宿舎・公営住宅等の確保.....	20
③ 短期の避難先の確保	21
(3) 要介護者や障害者等への対応.....	21
① 要介護者や障害者等の域外避難.....	21
② 計画的避難区域内における事業継続の例外（介護施設）	21
③ 福祉仮設住宅の設置支援（再掲）	21
(4) 円滑な計画的避難の実施.....	22
① 住民の円滑な移転支援.....	22
② 計画的避難区域内における事業継続の例外.....	22
③ 計画的避難を終えるまでの住民の放射線管理.....	22
(5) 区域内の農産物や家畜等の取扱い	22
① 農林水産事業者の損害に対する賠償について（再掲）	22
② 区域内の農産物や家畜等について	23
(6) 中小企業者の損害に対する賠償について（再掲）	23
(7) 計画的避難区域解除までの支援.....	24
① 区域解除までの支援体制及び情報提供.....	24
② 区域における治安維持.....	24
4. 緊急時避難準備区域に係る取組	25
(1) 緊急時避難準備区域の設定	26
(2) 生活インフラ等の確保・産業活動支援.....	26
(3) 区域内の農産物や家畜等の取扱い	27
① 農林水産事業者の損害に対する賠償について（再掲）	27
② 区域内の農産物や家畜等について	27
(4) 中小企業者の損害に対する賠償について（再掲）	28
(5) 緊急時避難準備区域解除までの支援.....	28
① 区域解除までの支援体制及び情報提供.....	28
② 区域における治安維持.....	28

5. 被災住民の安心・安全の確保	29
(1) 地域コミュニティの維持.....	30
(2) 医療・介護等の確保と健康不安等への対応.....	31
① 各区域における医療・介護等の確保.....	31
② 住民のスクリーニング及び除染.....	32
③ 住民の健康管理及び心のケア.....	32
④ 住民の長期的な健康管理（放射線量の評価）.....	32
(3) 教育への支援.....	33
① 避難先での子どもの就学機会の確保等.....	33
② 学校等の校舎・校庭等の利用について.....	33
(4) 環境モニタリング等の充実（環境モニタリング強化計画）.....	34
① 継続的な環境モニタリングの実施.....	34
② 線量測定マップ等の作成.....	35
③ 農地における環境モニタリングの実施.....	35
④ 海域における環境モニタリングの実施.....	35
⑤ 食品、水道水中の放射性物質モニタリングの実施.....	35
⑥ 教育施設等における環境モニタリングの実施.....	36
⑦ 福島県内における環境試料分析能力の向上.....	36
(5) がれきや下水汚泥等の取扱い.....	36
① がれき等の取扱い.....	36
② 下水汚泥の取扱い.....	37
(6) 原子力災害・被災者向け広報の充実.....	37
(7) その他の対策.....	38
6. 雇用の確保、農業・産業への支援	39
(1) 雇用の確保.....	41
① 復旧事業等による確実な雇用創出.....	41
② 雇用の維持・生活の安定.....	41
③ 新たな就職に向けた支援.....	42
(2) 農畜産業・水産業等.....	43
① 出荷制限等の指示による影響と今後の対応.....	43
② 風評被害対策及び農林水産物・食品の輸出支援.....	43
③ 農林水産物や土壌等への放射性物質による影響と今後の対応.....	44
④ 事業活動支援.....	45
(3) 中小企業対策.....	46
(4) 製造業・小売業等.....	47
① 風評被害対策及び工業品等の輸出支援.....	47
② 事業活動支援.....	48

(5) 交通・運輸業	49
(6) 観光業	50
(7) その他の対策	50
① 地域金融への支援	50
② 被災者、被災企業に対する金融面の支援	50
③ 消費者に対する適切な情報提供	51
7. 被災地方公共団体への支援	52
(1) 被災地方公共団体の機能回復に向けた取組	52
(2) 役場機能を移転した市町村や避難者の受入れ地方公共団体への支援	53
8. 被災者・被災事業者等への賠償	54
(1) 原子力損害賠償紛争審査会の定める指針について	54
(2) 仮払補償金について	55
(3) 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて	56
9. ふるさとへの帰還に向けた取組	57
(1) 区域解除の考え方の整理	57
(2) 土壌等のモニタリング・スクリーニング・除染等	58
① 農地等の土壌等のモニタリング・スクリーニング	58
② 農地等の土壌等の除染・改良	58
(3) ふるさとの地域活力の再生に向けた検討課題	59

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事態収束に向けた取組

(取組の概要)

4月17日に東京電力が発表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」(ロードマップ)に基づき、安全や環境に及ぼす影響や作業環境に配慮しながら、一刻も早い事態収束に取り組む。同時に、今回の知見を踏まえ、国内の他の原子力発電所における安全対策を早急を実施する。

(1) 事態収束に向けた取組

- ロードマップに基づき、安全や環境に及ぼす影響や作業環境に配慮しながら、一刻も早い事態収束に取り組む。

<当面の取組>

- ・東京電力に対し、ロードマップの着実かつ極力早期の実施を求めるとともに、定期的にフォローアップを行い、作業の進捗確認と必要な安全性確認を行う。
- ・東京電力の行う以下を始めとする対策のうち必要なものについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条に基づく報告徴収を行い、その必要性、安全性、環境への影響等について評価、確認する。

① 国による支援・安全性の確認

(原子炉の冷却)

- ・窒素封入・冷却状態の安全性確認／炉心状態の解析
原子炉冷却を進める過程において水素爆発が発生するリスクを低減するために実施される窒素封入について、実施方法等を確認する。原子炉を安定的に冷却するための注水操作については、炉心状態の解析を踏まえて、その有効性、水バランスへの影響等について評価する。
- ・冷却方法の安全性及び環境影響確認
原子炉を早期に冷温停止にするための冷却方法について、安全性及び環境への影響等について確認する。
- ・建屋モニタリングのためのロボット導入支援
作業員の被ばく線量低減、現場作業効率の向上を図るため、建屋内の線量測定や漏水の検知等、建屋等の状態を監視するための遠隔操作可能なロボットについて、内外の情報を収集しつつ、関係機関からの提供等を円滑に調整・促進し、その導入を支援している。

- ・原子炉建屋開口部開放による環境への影響評価
原子炉の安定的冷却に関する作業等のために1号機原子炉建屋に入域するのに先立ち、建屋内の換気による放射性物質の拡散の可能性があることから、その環境への影響について確認した。今後も、最初に行う建屋の開放作業については、同様の確認を行う。

(使用済燃料プールの冷却)

- ・無人ヘリの活用・プール内サンプリングの促進
使用済燃料の損傷状況を推定するため、無人ヘリを用いたビデオカメラによる撮影、プール水のサンプリング分析を促進し、プール内の状況を適切に把握する。
- ・使用済み燃料取出・移送に関するプランの検討
プールに貯蔵されている使用済燃料について、その破損状況を確認した上で、安全性を確保できる適切な取り出し方法、専用のキャスクによる移送等について検討を促進する。
- ・代替冷却設備の安全性確認
使用済燃料を確実に冷却することを目的として、既設の配管等を利用して設置する代替冷却設備について、その健全性、漏えい防止、被ばくの低減等について確認する。

(放射性物質で汚染された水（滞留水）の閉じ込め、保管・処理・再利用)

- ・集中廃棄物処理建屋への高レベル汚染水移送の安全性確認
タービン建屋地下階に滞留している高レベル汚染水を集中廃棄物処理建屋に移送するにあたって、漏洩による環境への影響を防止、低減するための措置等について確認するとともに、漏えい等に係る監視を継続する。
- ・高レベル汚染水処理装置、貯蔵タンク等の安全性、水収支バランスの確認
高レベル汚染水処理装置、貯蔵タンク、海水淡水化設備等から構成される高レベル汚染水処理システムについて、構成する各設備の安全性を確認する。また、高レベル汚染水、中・低レベル汚染水が、貯蔵タンクの容量を超過しないよう、水バランスが適切に設計されていることを確認する。さらに、暫定的に使用される施設については、その期間を明確化し、可能な限り早期に使用を終了する計画となっていることを確認する。
なお、米国・仏国などの放射能除去に関する実績がある各国を始め、除染装置についての情報を内外から収集するとともに、仏国AREVA社や米国KURION社の高濃度汚染水処理システムについて、早急な連絡調整を行い、速やかな導入・輸送を可能とした。当該システムについても、その安全性を確認する。
- ・メガフロート導入・移送の円滑化支援
中・低レベル汚染水の貯蔵容量を確保するために設置されるメガフロートについて、静岡県清水市との間で、その提供について調整を行うとともに、東京

電力福島第一原子力発電所施設内での係留に関し法令上問題がないことを関係省庁間で速やかに確認した。また、メガフロートの止水機能等の改善状況について現場確認を行った。引き続き、その活用について適切な支援、安全性の確認を行う。

(地下水汚染の拡大防止)

- ・地下水が放射性物質により汚染され外部に拡大することを防止するための設備の安全性を確認し、地下水汚染拡大防止が適切に実施されていることを評価、確認する。

(大気・土壌での放射性物質の抑制)

- ・原子炉建屋カバリングの設計・導入支援／安全性確認
放射性物質の放出及びその環境への拡散を抑制するために設置される換気・フィルター付きの原子炉建屋カバーについて、その効果、安全性等について評価、確認する。
- ・飛散防止剤の検討・導入支援
放射性物質の飛散防止剤について、その導入を促進するとともに、屋外・建屋を含めて適切・効果的に散布がなされるよう取り組む。
- ・がれき撤去のためのロボット導入支援
作業員の被ばく線量低減、現場作業効率の向上を図るため、がれき撤去のための遠隔操作可能なロボットについて、内外の情報を収集しつつ、関係機関からの提供等を円滑に調整・促進し、その導入を支援している。

(余震対策)

- ・津波対策の確認
電源多重化等の津波対策が適切になされていることを評価、確認するとともに、様々なリスクを想定したスラリー利用等の多様な放射線遮へい対策が適切になされていることを確認する。
- ・4号機プールの健全性、補強方法の確認
原子炉建屋が大きく損傷している4号機について、使用済燃料プールの健全性、支持構造物による補強方法が適切なものとなっていることを確認する。また、これに併せ、1号機から4号機の他の建屋について、その耐震安全性、必要な補強について確認する。

(作業環境の安全確保、生活環境・健康管理の改善)

- ・線量計・防護服等の情報収集・導入支援
現場のニーズに応じた線量計や防護服等に関する内外の情報を収集しつつ、その円滑な導入を促進する。
- ・作業員の被ばく、作業安全の管理体制の監視

東京電力による作業員の労働安全、被ばく低減のための管理体制が適切に機能していること等について監視を行う。

- ・作業員の生活環境改善のための検討促進

福島第一、福島第二、Jビレッジにおける食事、入浴、就寝環境の改善、仮設寮の設置など、作業員の生活環境改善のための検討・取組を促進する。

- ・健康管理の強化・管理体制の確認

- －被ばく線量管理、臨時の健康診断の徹底

東京電力に対し、内部被ばくを含め作業員の被ばく線量管理、臨時の健康診断の実施の徹底等について指示した。今後、定期的に実施状況の報告を求める。

- －作業届の提出

緊急作業のうち一定のものについては、あらかじめ労働基準監督署に作業届を提出させることとし、労働者の被ばく管理等について確認する。

- －長期的な健康管理

緊急作業に従事した全ての作業員の、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行う。

[参考：事業者による被ばく線量管理体制の整備]

- ・作業員の作業環境改善のために、防護具の脱衣が可能なクリーンエリア付き休憩所を設置する準備を進めている。また、個々人が携行するポケット線量計の読み取り機能を持つ線量管理システムを構築中であり、今後、故障した管理用コンピュータ等の設備の修復・拡充を図っていく。また、内部被ばく管理の体制整備を進め、東京電力福島第一及び第二原子力発電所が所有するホールボディカウンタ（WB C）を共用もしくは他機関から調達し、作業員の定期的な内部被ばく測定の体制を整えていく。その後、WB Cを新設して機能の拡充を図る。中期的には、全自動線量管理システムの導入等を進める。

② 国際協力

(海外からの専門家受入れ・資機材提供等に関する協力促進)

- ・米国など海外からの専門家を受入れ、原子炉・使用済燃料プールの安定化、放射性物質の拡散防止、放射能汚染水への対応、モニタリング等に関する支援を得ている。また、外務省を窓口、内閣官房、原子力安全・保安院、原子力災害対策本部、東京電力等が調整し、海外支援物資（原子炉・使用済燃料プールの安定化等のための物資や原子力発電所による事故の被災者支援に活用するための物資）の受入れを随時実施している。

[参考1：原子炉・使用済燃料プールの安定化等のための物資の主な事例]

- ・米国より、消防車、大型放水用ポンプ、防護服、パーシブ船、ホウ素、個人線量計、ロボット等
- ・仏国より、防護服、防護マスク、ポンプ、発電機、コンプレッサー等
- ・英国より、放射線測定器、防護マスク等
- ・中国より、コンクリートポンプ車

[参考2：被災者支援に活用するための物資の主な事例]

- ・米国、仏国、英国、カナダ、ロシア、韓国等より、個人線量計、サーバイメーター、防護服

(放射性物質の排出・管理等に関する国際通報の強化)

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故の最新の状況について、IAEAへの継続的な情報提供、IAEAから加盟国への情報提供を随時実施している。また、放射性物質の排出・管理等について、在京大使館等へのメール、FAX等による情報提供を随時実施している。さらに、原則毎日、海外プレスへのブリーフィングを実施するとともに、外交団ブリーフィングも継続的に実施している。

[参考3：東京電力福島第一原子力発電所の現状]

- ・原子炉については、安定的冷却状態に向け、1～3号機の注水作業を継続している。水素爆発を防止するため、1号機格納容器に窒素を充填している（2、3号機も計画）。
- ・1～4号機の使用済燃料プールについては、安定的な冷却に向け、放水や配管を利用した注水を継続している。
- ・放射性物質で汚染された水の抑制に関して、2号機取水口付近から海に流出していた汚染水については、既に止水済みである。2号機タービン建屋やトレンチ（立坑）の汚染水については、トレンチから汚染水を集中廃棄物処理施設に移送しているところである。その他の汚染水もタンクへの移送やメガフロート船等で保管するための準備を実施している。
- ・土壌や大気汚染の抑制に関しては、各号機建屋周辺への飛散防止剤の散布、がれきの撤去を実施している。

③ 事故原因等の調査・検証

- ・原子力事故の原因等を調査・検証していくための準備を進める。その際には、独立性、公開性、包括性という3つの基本的な考え方に基つき行っていく。また、国際的にも事実を公開するとともに、IAEA等の国際機関とも連携していく。

(2) 安全対策の実施

- | |
|--|
| ▶ 今回の知見を踏まえ、国内の他の原子力発電所における安全対策を早急に実施する。 |
|--|

<当面の取組>

- ・原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、3月30日に、各電気事業者等に対して、津波により3つの機能（全交流電源、海水冷却機能、使用済燃料貯蔵プール冷却機能）を全て喪失したとしても、炉心損傷等を防止できるよう、緊急安全対策に直ちに取り組むとともに、これらの実施状況を早急に報告するよう指示した。
- ・当該指示に基づき、各電気事業者等から緊急安全対策の実施状況の報告を受け、保安検査官が立入検査等を行い、電源車・ポンプ車等の資機材の配備状況、緊急時の対応マニュアルの整備状況、緊急時対応訓練の実施状況等について厳格な確認を行った。その結果、5月6日、各電気事業者等から報告のあった緊急安全対策は、適切に実施されているものと判断した。

- ・また、4月7日に発生した平成23年宮城県沖地震により東北電力東通原子力発電所において外部電源が喪失した。その後、外部電源が復旧したが、非常用ディーゼル発電機が全て機能喪失したことを踏まえ、4月9日に「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）」を発出した。これを受け、原子炉設置者から保安規定変更認可申請書が提出され、5月11日、申請内容について、緊急安全対策の実施状況報告、立ち入り検査等を踏まえ、保安規定を厳格に審査し、認可した。
- ・さらに、4月7日の宮城県沖地震により、広域にわたる停電が発生し、一部の原子力施設で一時的に外部電源を喪失する事象が発生したことを踏まえ、外部電源の信頼性確保に向け、各号機について複数（全て）の外部電源への接続を確保することや所内の電源施設の強化等の対策を指示した。今後、事業者からの報告を受け、原子力安全・保安院において、厳格に評価・確認する予定。
- ・保安検査等により、各電力事業者等が概ね5月中に完了することとしている建屋の浸水対策について、その実施状況を厳格に確認するとともに、中長期対策として行うこととしている海水ポンプ等の予備品の確保や空冷式の大容量非常用発電機の設置、津波に対する防護措置についても、その実施状況を厳格に確認していく。
- ・さらに、各電力事業者等に対して、継続的に必要な改善措置を促すことにより、緊急安全対策の信頼性向上について継続的に取り組む。

[参考：電気事業者等に対する安全対策の指示]

- ・各事業者から順次実施状況の報告書が提出され、原子力安全・保安院において立入検査等を実施し、その実施状況や実効性を確認している。

(3月30日の緊急安全対策指示)

津波によって全ての電源を喪失したことが東京電力福島第一原子力発電所の現在の事態を招いた大きな要因の一つとして考えられるため、原子力安全・保安院から電気事業者等に対し、津波により全ての電源を喪失しても冷却機能を維持できるよう、訓練の実施なども含めた緊急安全対策の実施を指示した。

(4月9日の安全対策指示)

4月7日の宮城県沖地震により東北電力 東通原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機が動作不能の状態に陥ったことを踏まえ、原子炉が冷温停止中であっても原子炉毎に2台以上の非常用ディーゼル発電機を動作可能としておくことを指示した。

(4月15日の外部電源の信頼性確保指示)

4月7日の宮城県沖地震により、広域にわたる停電が発生し、一部の原子力施設で一時的に外部電源を喪失する事象が発生したことを踏まえ、外部電源の信頼性確保に向け、各号機について複数（全て）の外部電源への接続を確保することや所内の電源施設の強化等の対策を指示した。

2. 避難区域に係る取組

(取組の概要)

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の発生以来、原子力災害対策本部としては、発電所における不測の事態に備え、住民の健康と安全を最優先に対応を行ってきた。

発電所における事故の状況の推移を踏まえ、11日には東京電力福島第一原子力発電所から半径3km圏内からの避難指示を、そして翌12日には、半径10km圏内、さらに安全確保に万全を期す観点から半径20km圏内からの避難指示を発出した。避難指示の発出後は、福島県、市町村等が連携して避難区域の住民の避難が実施された。

他方、5月中旬の時点でも、依然として約7千人の住民が福島県内の一次避難所での生活を余儀なくされている。応急仮設住宅の早期建設を進めると同時に、公営住宅等の確保や民間賃貸住宅の借上げに対する支援を行うなど、被災者の住生活環境の改善に全力を挙げていく。

なお、要介護者や障害者等は特に避難所生活の負担が大きいことから、福島県からの要請を受けて一次避難先から県外で継続的な受入れが可能な施設への搬送を完了している。県内への帰還要望を踏まえながら、引き続き、関係地方公共団体と連携して対応する。

東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内の地域は、住民の安全確保の観点から、福島県及び市町村に対して、原子力災害対策特別措置法に基づく指示を行い、4月22日午前0時、当該区域を警戒区域として設定し、区域内への立入りを原則、禁止した。

警戒区域の設定とあわせ、事故発生以来、着の身着のまま避難した住民による貴重品等の持ち出しや、公的機関及び立入りが認められなければ著しく公益を損なうことが見込まれる法人等によるやむを得ない立入りが可能となるよう、安全の確保が十分に図られる範囲内において一時立入りを認めることとした。一時立入者の安全確保を前提に、5月10日以降、順次実施している。

今後、事故が収束し、警戒区域の解除に至るまでの間、被災者の生活の安定や安全の確保、被災地方公共団体の支援等に継続的に取り組んでいく。

(1) 避難区域の設定

- 東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の周辺地域の住民の健康と安全を確保するため、原子力発電所の状況等を踏まえ、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が避難及び屋内退避の指示を行った。
- 区域の設定等については、放射線量の測定結果や、原子力発電所の状況等を踏まえ、原子力安全委員会の意見も聴いた上で、住民の健康と安全の確保に万全を期す観点から決定した。

[参考1：東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策本部長からの避難指示等について]

- ・3月11日 [21:23] : 発電所から半径3km圏内の住民は、避難。発電所から半径3kmから10km圏内の住民は、屋内退避。
- ・3月12日 [5:44] : 発電所から半径10km圏内の住民は、避難。
- ・3月15日 [18:25] : 発電所から半径20km圏内の住民は、避難。
[11:00] : 発電所から半径20km以上30km圏内の住民は、屋内退避。
- ・4月21日 [11:00] : 避難区域を災害対策基本法の警戒区域に設定するよう指示。
- ・4月22日 [9:44] : 従来の屋内退避指示を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定。

[参考2：東京電力福島第二原子力発電所に係る原子力災害対策本部長からの避難指示等について]

- ・3月12日 [7:45] : 発電所から半径3km圏内の住民は、避難。発電所から半径3kmから10km圏内の住民は、屋内退避。
- ・4月21日 [17:39] : 発電所から半径10km圏内の住民は、避難。
- ・4月21日 [11:00] : 避難区域を発電所から半径10km圏内から半径8km圏内に変更。

[参考3：避難区域の対象人口]

- ・東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内及び福島第二原子力発電所から半径8km圏内が避難区域となっており、区域の人口は、合計で約78,000人（平成22年国勢調査速報を基に推計）。

(2) 一次避難の状況

- 原子力災害対策本部長からの避難指示に基づき、福島県、市町村等が連携し、避難区域の住民の避難が実施された。
- 5月上旬時点でも、福島県内の約 130 箇所の一次避難所施設に約 7,000 人が、また、福島県外に約 35,000 人が避難しており、二次避難先の確保や仮設住宅等への早期移転を全面的に支援していく。

[参考 1 : 福島県内の一次避難所施設数及び受入人数の推移※]

福島県	3月20日時点		5月16日時点	
一次避難地域	避難所施設数	受入人数	避難所施設数	受入人数
県北	104	10,032	22	1,634
県中	139	14,753	26	1,995
県南	30	1,771	7	304
会津	44	4,171	20	511
南会津	27	372	1	9
相双	22	4,499	17	1,582
いわき	156	5,044	35	1,204
合計数	522	40,642	128	7,239

(出典：福島県のホームページから集計 ※原子力災害以外の理由による避難も含む。)

[参考 2 : 福島県外への避難の状況 (5月16日時点) ※]

区分	都道府県名	人数	備考
県外避難	山形県	1,861	105 箇所
	茨城県	329	24 箇所
	栃木県	2,284	82 箇所
	群馬県	2,739	104 箇所
	埼玉県	4,101	37 箇所
	千葉県	409	90 箇所
	新潟県	7,877	189 箇所
	東京都	4,156	102 箇所
	神奈川県	1,424	150 箇所
	その他(35 道府県)	10,346	839 箇所
計		35,526	1,722 箇所

(出典：福島県災害対策本部「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報」※原子力災害以外の理由による避難も含む。)

(3) 二次避難先の確保

- 避難所生活の長期化を回避し、被災者の住環境を改善するため、応急仮設住宅等の用地確保及び建設、公営・公団住宅等の活用を早急に進める。
- また、仮設住宅等の用地確保の課題等を踏まえ、民間賃貸住宅借上げも活用していく。

<当面の取組>

① 応急仮設住宅の確保

- ・福島県においては、5月17日時点で、市町村から具体的要望のある約15,200戸（地震・津波被災者向けの仮設住宅を含む。）について、8月前半までに完成させる見通しとなっており、市町村から追加の要請があった場合、逐次発注し、早期完成を目指すこととしている。
- ・政府として、引き続き県の取り組みを支援し、応急仮設住宅の供給を急ぐ。

② 国家公務員宿舎・公営住宅等の活用

- ・国家公務員宿舎、雇用促進住宅、地方公共団体の公営住宅等を50,000戸以上確保し、各都道府県に対し、情報の提供を行うとともに、被災者の受入れ調整を進めてきている。都道府県・市町村の協力を得て、入居済み又は入居者決定戸数は、5月16日時点で9,632戸となっており、引き続き、国家公務員宿舎・公営住宅等の活用に取り組んでいく（福島県内では、受入れ可能総数1,209戸のうち776戸が提供済み）。
- ・また、被災者の中期的な避難先を確保する観点から、約700の業界団体等を通じて、会員企業における社宅等の自主的な提供を要請した（3月20日）。本要請を受け、142社から230施設の申し出が寄せられ、これにより約7,500名の入居が可能となっており、引き続き入居先の拡大を進めている。

③ 民間賃貸住宅借上げの活用

- ・応急仮設住宅については、用地確保等の課題があることに加え、応急仮設住宅を待たずに被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例も少なくない。
- ・こうした状況下、震災以降に自ら民間賃貸住宅を確保した被災者について、その契約以降、都道府県名義の契約に置き換えた場合には、国庫負担の対象としたところである（4月30日付けで「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」を岩手県、宮城県、福島県の各知事宛に発出済み）。

[参考1：「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」の概要]

- ・被災した県が、現に救助を要する被災者に対して、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借りあげて提供する場合には、その費用は、災害救助法の国庫負担の対象となる。

- ・発災以降に被災者名義で契約した者も同様とする。
- ・家賃は地域の実情、被災者の家族構成等によりまちまちであると想定されるものの、一戸当たり月額6万円（岩手・宮城県内陸地震の実績）を参考として示した。
- ・このような取扱については、県外の避難者についても同様とする。

[参考2：「福島県民間賃貸住宅借上げの取扱いについて（5月14日：福島県災害対策本部）」の概要]

- ・原則として、月ごとの家賃等の限度額は6万円とするが、一住戸への入居人数が5名（乳幼児を除く）以上の場合、限度額を9万円とする。
- ・また、当該特例措置の対象世帯要件を緩和し、「高齢者の介護、障害者や乳幼児への対応、子どもの通学などの理由により、避難所等での生活が困難であると市町村が認める世帯」の要件を付さないこととする。

（４）要介護者や障害者等への対応

- 避難区域の障害者施設の入所者について、福島県の要請を踏まえ、他県で継続的な受入れを行える施設への避難を完了した。
- また、他県の介護施設等への要援護者の受入れ可能状況を把握し、福島県へ提供するとともに、要援護者の受入れの仕組みを構築し、避難区域の介護施設入所者について県外への避難を完了した。
- 他県の施設へ避難した入所者等について、福島県内への帰還要望の有無を踏まえ、引き続き、関係地方公共団体と連携した支援を行う。
- 要介護者や障害者等が居住しやすい設備や構造を有する応急仮設住宅の設置支援を行う。

<当面の取組>

① 要介護者や障害者等の福島県外への搬送

- ・避難区域から一時的に他の施設に避難していた障害者施設の入所者等について、福島県の要請を受け、他県の施設への受入れの調整を行い、継続的に受け入れることができる施設への避難を完了した。
- ・避難区域から一時的に他の施設に避難していた介護施設の入所者について、受入れの仕組みを利用し県外への避難を完了した。
- ・他県の施設へ避難した入所者等について、福島県内の他の地域への帰還の要望がある場合には、関係地方公共団体と連携した支援を行うこととしている。

② 福祉仮設住宅の設置支援

- ・スロープや生活援助員室等の日常生活上特別な配慮を必要とする高齢者や障害者等が居住しやすい設備や構造を有する応急仮設住宅（福祉仮設住宅）が設置されるよう財政的な支援をしていく。

(5) 警戒区域の設定及び一時立入の実施

- 東京電力福島第一原子力発電所半径 20km 圏内について、住民の安全を確保するため、4 月 22 日午前 0 時、当該区域を警戒区域に設定し、区域内への立入りを原則、禁止した。
- 警戒区域の設定にあわせ、20km 圏内の住民の自宅への一時立入を行う。地方公共団体と調整を行い、5 月 10 日以降、順次実施している。

<当面の取組>

① 警戒区域の設定

- ・東京電力福島第一原子力発電所半径 20km 圏内について、住民の安全確保に万全を期すため、原子力災害対策本部長が原子力災害対策特別措置法に基づき、福島県知事及び関係市町村長に対し、同区域を警戒区域に設定することを指示した(4月21日)。
- ・4月22日午前0時以降、当該区域に消防隊、警察、自衛隊等の緊急事態応急対策に従事する者以外の者が、市町村長の許可なく立入りを行うことは禁止されている。
- ・なお、警戒区域設定後は、東京電力福島第一原子力発電所から 20km 周辺の主要道路上 10 ヶ所において区域内に流入する車両の検問を実施している。

② 一時立入の実施

- ・避難区域内の被災者は、事故発生時に緊急に避難したため、必要な物資を持ち出せなかった者が大半であり、自宅への一時立入の強い要望がある。このため、警戒区域の設定に併せ、地方公共団体の協力の下、一時立入を実施する。
- ・対象市町村(注)それぞれの対象者数見込みや準備状況を勘案し、5月10日から、川内村(5月10日及び12日)、葛尾村(5月12日)及び田村市において順次実施している。
- ・他の6市町については、5月13日に開設された「福島県警戒区域一時立入り受付センター」(コールセンター)において希望者を受け付け、5月中旬から順次実施していく予定。

(注) 大熊町、葛尾村、川内村、田村市、樽葉町、富岡町、浪江町、双葉町及び南相馬市(50音順)

[参考：一時立入の基本的考え方]

(立入対象区域)

- ・東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域とする。ただし、安全性の確保から同発電所から半径 3 km 圏内の区域、高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域、及び津波の被害を受けた区域であり、一時立入者に危険を及ぼ

すと考えられる区域を除く。

(安全確保策)

- ・安全確保に万全を期す観点から、一時立入に際しては、特別の例外を除いて一世帯当たり一名で、バスを利用し集団で行動することが原則となる。
- ・警戒区域への入域に際しては、タイベックス・スーツ等を着用し、線量計やトランシーバー等を携帯する。帰る際にはスクリーニングを確実に実施する。この結果、必要と認められる場合には除染を実施する。また、持ち出し品については、財布、通帳等必要最小限のものとし、在宅時間は最大2時間程度とする。
- ・自家用車等の持出しについては、住民立入りの実施と並行して準備を行い、スクリーニング等の体制が準備でき次第、5月下旬頃から実施する予定である。
- ・ペットの収容については、住民の一時立入と連動して、国及び福島県が合同で保護活動を開始したところである。
- ・また、立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる法人等についても、個別に判断の上、立入りを認めることとする。

(6) 区域内の農産物や家畜等の取扱い

<当面の取組>

① 農林水産事業者の損害に対する賠償について

- ・農林水産事業者の損害に対する賠償について、第3回原子力損害賠償紛争審査会において第一次指針を策定し、政府指示による出荷制限や、県の要請等による出荷自粛などにより生じた損害に関する賠償の考え方を明らかにした(4月28日)。
- ・また、5月12日に開催された原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において、原子力災害被害者に対する緊急支援措置が決定され、その中で第一次指針を踏まえた東京電力から農林漁業者に対する仮払い等の実施が盛り込まれた。

② 区域内の農産物や家畜等について

- ・警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の各区域内における稲の作付制限について、原子力災害対策本部長が原子力災害対策特別措置法に基づき福島県知事に対して指示を発出した(4月22日)。作付制限に伴う損害についても、適切な賠償が迅速に行われるよう、万全を期していく。
- ・5月12日、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、警戒区域内の家畜について、原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、当該家畜の所有者の同意を得て、当該家畜に苦痛を与えない方法(安楽死)によって処分するよう指示した。

(7) 中小企業者の損害に対する賠償について

<当面の取組>

- ・第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針が策定され、政府による避難等の指示によって生じた営業損害や財産価値の喪失、事業者が負担した検査費用等を対象として、損害の範囲についての基本的な考え方が明らかにされた(4月28日)。
- ・中小企業者に対する東京電力による迅速な損害賠償の実現に向け、政府による避難等の指示があった区域等において中小企業者が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な実態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施する。

(8) 避難区域解除までの支援

- 被災地方公共団体や住民のニーズをきめ細かに把握できるよう、国家公務員を被災市町村等へ派遣する等の支援を行うとともに、関係者間の連絡体制を維持する環境を整備する。
- 住民の安心・安全と区域の治安を確保するため、警戒区域内の治安維持に万全を期す。

<当面の取組>

① 区域解除までの支援体制及び情報提供

- ・被災住民のニーズを適切に把握し、それに応えることができるよう、引き続き、政府関係者が、避難所や被災市町村を直接訪問し、市町村長等と十分な意見交換を行っていく。
- ・原子力災害により被災した市町村へ国家公務員を派遣するなど、被災地方公共団体とのコミュニケーションの強化を図り、住民ニーズの把握と情報提供を積極的に行っていく。
- ・原子力災害対策本部、現地対策本部、福島県及び被災市町村との緊密な連絡体制を維持するため、簡易型のテレビ会議が行える環境を整備する。

② 区域における治安維持

- ・東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の治安維持を目的に編成されたパトロール部隊により警戒警ら活動を実施している。
- ・また、警戒区域の設定を受け、東京電力福島第一原子力発電所から20km圏周辺の主要道路上10ヵ所において区域内に流入する車両の検問を実施している。

3. 計画的避難区域に係る取組

(取組の概要)

3月15日以降、屋内退避の指示が出されていた東京電力福島第一原子力発電所の半径20kmから30km圏内の区域については、4月22日に屋内待避が解除された。

しかしながら、事故発生後、継続的に行ってきた放射線量の測定及びデータの分析結果を踏まえて、気象的、地理的条件等から、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域については、住民の健康への影響等を踏まえ、概ね1ヶ月を目途に区域外への避難を求める「計画的避難区域」として設定した(4月22日)。

計画的避難区域のうち、特に飯舘村、川俣町については、追加的な避難先が必要となることから、応急仮設住宅、公営住宅、雇用促進住宅や民間賃貸住宅等の活用を含めて、円滑な避難ができるよう万全を期す。

また、計画的避難の実施に当たり、対象区域が含まれる地元市町村との密接な連携及び協力体制を構築するため、飯舘村と川俣町に関係省庁の職員等が常駐する現地政府対策室を設置し、地域住民等のニーズにきめ細かく対応していく。

なお、計画的避難区域においては、十分に安全を確保した上で屋内において活動を行っても安全上問題がないと考えられる事業所や施設に限り、特例的に、継続して活動を行うことを認めることとし、政府としても限定された条件下における活動継続の支援を行う。

計画的避難区域においても避難区域と同様に、防犯上の懸念が存在するため、地元市町村、警察と協力の上、政府としても治安維持に万全を期す。

(1) 計画的避難区域の設定

- 東京電力福島第一原子力発電所の半径20km以遠の周辺地域において事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域については、住民の健康への影響を踏まえ、概ね1ヶ月を目途に区域外への避難を求める「計画的避難区域」とした(4月22日)。
- 区域の設定等については、放射線量の測定結果や、原子力発電所の状況等を踏まえ、原子力安全委員会の意見も聴いた上で、住民の健康と安全の確保に万全を期す観点から決定した。

[参考：計画的避難区域に該当する地域と当該区域の人口]

計画的避難区域 対象市町村	計画的避難区域 人口(人)
飯館村(全域)	約6,200
葛尾村(20km圏外)	約1,300
浪江町(20km圏外)	約1,300
川俣町(一部)	約1,200
南相馬市(一部)	約10
合計	約10,000人

(注：平成22年国勢調査速報を基に推計)

(2) 避難先の確保

- 計画的避難区域のうち、特に飯館村、川俣町については、追加的な避難先が必要となることから、応急仮設住宅、公営住宅、雇用促進住宅や民間賃貸住宅等の活用を含めて、円滑な避難ができるよう万全を期す。

<当面の取組>

① 応急仮設住宅の確保

- ・福島県においては、5月17日時点で、市町村から具体的要望のある約15,200戸(地震・津波被災者向けの仮設住宅を含む。)について、8月前半までに完成させる見通しとなっており、市町村から追加の要請があった場合、逐次発注し、早期完成を目指すこととしている。
- ・政府として、引き続き県の取り組みを支援し、応急仮設住宅の供給を急ぐ。

② 国家公務員宿舎・公営住宅等の確保

- ・国家公務員宿舎、公営住宅、雇用促進住宅、民間賃貸住宅等については、必要な数を確保できるように支援する。

③ 短期の避難先の確保

- ・ 応急仮設住宅の建設が完了するまでの間、短期の避難先として、県内外の旅館・ホテル等に避難できるよう、福島県と被災市町村の協力体制を支援する。
- ・ 避難する住民の多い飯舘村及び川俣町においては、5月上旬に、住民の具体的な希望を詳細に調査している。これに基づき、マッチングを急ぎ、5月下旬には具体的な移転を目指しており、飯舘村及び川俣町の現地政府対策室を通じて支援していく。

(3) 要介護者や障害者等への対応

- 在宅等で生活する障害者や高齢者等について、域外の他の施設での受入れの要請があれば、関係地方公共団体と連携しつつ対応する。
- 一部の介護施設の入所者について、福島県等と協力し、域外へ搬送を完了した。
- 介護施設入所者の移動負担の回避等の観点から、特に、町、村が必要と認める介護施設等については、一定の条件の下、区域内における事業継続を認める。
- 要介護者等が居住しやすい設備や構造を有する応急仮設住宅の設置支援を行う。(再掲)

<当面の取組>

① 要介護者や障害者等の域外避難

- ・ 在宅等で生活する障害者や高齢者等について、域外の他の施設での受入れの要望があれば、関係地方公共団体と連携しつつ対応することとしている。

② 計画的避難区域内における事業継続の例外（介護施設）

- ・ 介護施設入所者の移動負担の回避等の観点から、入所者や従事者の安全が確保できるとの前提で、特に、町、村が必要と認める介護施設については、入所者及び従事者が受ける放射線量を的確に管理することなど、一定の条件の下、区域内における事業継続を認める。

③ 福祉仮設住宅の設置支援（再掲）

- ・ スロープや生活援助員室等の日常生活上特別な配慮を必要とする高齢者や障害者等が居住しやすい設備や構造を有する応急仮設住宅（福祉仮設住宅）が設置されるよう財政的な支援をしていく。

(4) 円滑な計画的避難の実施

- 計画的避難区域の市町村及び住民のニーズをきめ細かに把握するとともに、緊密な連携を図るため、飯舘村及び川俣町に現地政府対策室を設置し、円滑な避難の実施を目指す。
- 町村の基盤となる最低限の雇用の維持等の観点から、住民の健康や安全の確保を前提に、市町村の責任の下、一定の条件を付した上で区域内での事業継続を認めることとする。
- 計画的避難が終了するまでの住民の被ばく量を測定し、健康への影響を把握する。

<当面の取組>

① 住民の円滑な移転支援

- ・ 計画的避難区域の市町村及び住民のニーズをきめ細かに把握し、計画的避難が円滑に進むよう、市町村長等とも十分に意見交換を実施している。
- ・ また、飯舘村及び川俣町に管理職級を含む関係省庁の職員9名を常駐させ、現地政府対策室を発足させた。現地政府対策室において、地元町村、福島県と密接に連携しながら、避難への対応、相談、生活支援等を行う。

② 計画的避難区域内における事業継続の例外

- ・ 町村の基盤となる最低限の雇用の維持や、介護施設入所者の移動負担の回避等の観点から、雇用者や入所者の安全が確保できるとの前提で、特に、町、村が必要と認める施設については、従事者が受ける放射線量を的確に管理することなど、一定の条件の下、区域内における事業継続を認める。
- ・ 国においては、環境モニタリングの結果を適時に福島県及び市町村に情報提供するとともに、放射線量を管理する上で必要となる線量計等の資機材を支援する。

③ 計画的避難を終えるまでの住民の放射線管理

- ・ 計画的避難区域の住民が避難するまでに受けた放射線の量を把握するため、要望等に応じ、当該区域の住民に線量計を配布する。

(5) 区域内の農産物や家畜等の取扱い

<当面の取組>

① 農林水産事業者の損害に対する賠償について（再掲）

- ・ 農林水産事業者の損害に対する賠償について、第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針を策定し、政府指示による出荷制限、県の要請等による出荷

自粛などにより生じた損害に関する賠償の考え方を明らかにした（4月28日）。

- ・また、5月12日に開催された原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において、原子力災害被害者に対する緊急支援措置が決定され、その中で第一次指針を踏まえた東京電力から農林漁業者に対する仮払い等の実施が盛り込まれた。

② 区域内の農産物や家畜等について

- ・警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の各区域内における稲の作付制限について、原子力災害対策本部長が原子力災害対策特別措置法に基づき福島県知事に対して指示を発出した（4月22日）。作付制限に伴う損害についても、適切な賠償が迅速に行われるよう、万全を期していく。（再掲）
- ・区域内の家畜を区域外に移動・出荷したいとの方針が福島県から示されたことを受け、農場から家畜を搬出する際の検査・除染などの手続きを整理し通知するとともに、家畜の円滑な移動を支援するため、福島県に対し、同区域の家畜の移動先のあっせんや畜産専門の担当者の派遣などの人的支援を行っている。

（6）中小企業者の損害に対する賠償について（再掲）

<当面の取組>

- ・第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針が策定され、政府による避難等の指示によって生じた営業損害や財産価値の喪失、事業者が負担した検査費用等を対象として、損害の範囲についての基本的な考え方が明らかにされた（4月28日）。
- ・中小企業者に対する東京電力による迅速な損害賠償の実現に向け、政府による避難等の指示があった区域等において中小企業者が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な実態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施する。

(7) 計画的避難区域解除までの支援

- 被災地方公共団体や住民のニーズをきめ細かに把握できるよう、現地政府対策室を設置し、地元町村、福島県と密接に連携しながら、避難への対応、相談、生活支援等を行う。また、関係者間の連絡体制を維持する環境を整備する。
- 住民の安心と安全を確保するため、関係地方公共団体とも連携しながら区域内の治安維持に万全を期す。

<当面の取組>

① 区域解除までの支援体制及び情報提供

- ・飯館村及び川俣町に管理職級を含む関係省庁の職員 9 名を常駐させ、現地政府対策室を発足させた。現地政府対策室において、地元町村、福島県と密接に連携しながら、避難への対応、相談、生活支援等を行う。
- ・国と福島県及び被災市町村との緊密な連絡体制を維持するため、簡易型のテレビ会議が行える環境を整備する。(再掲)

② 区域における治安維持

- ・東京電力福島第一原子力発電所から 30km 圏内の治安維持を目的に編成されたパトロール部隊により警戒警ら活動を実施している。
- ・検挙活動を目的とした機動捜査隊を投入し、犯罪の予防及び犯人の検挙に努めている他、流動検問を行う部隊を投入し、警戒活動を実施している。
- ・30km 圏外の指定区域については、関係機関、地方公共団体等と連携し、治安維持の方策について検討している。

4. 緊急時避難準備区域に係る取組

(取組の概要)

事故発生以降、東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射線量のモニタリング結果を踏まえ、4月22日には、一部の積算線量が高くなるおそれがある地域を計画的避難区域と設定する一方、20kmから30km圏内の地域のうち、計画的避難区域を除く区域に対しては屋内退避の指示を解除することとした。

しかしながら、未だ安定しない事故の状況を踏まえ、緊急時において速やかに当該区域から避難あるいは屋内退避が可能となるよう準備を行う必要があると考えられる区域を「緊急時避難準備区域」と設定することとした。

緊急時避難準備区域においては、緊急時における屋内退避や避難が可能な準備を行うことを前提に、同区域内で、勤務等のやむを得ない用務等を行うことは妨げられない。一方で、緊急時における速やかな自力での避難が困難と考えられる子どもや高齢者、入院患者等については、引き続き、当該区域に入らないことが求められる。

当該区域においては、原則として、住民の生活や事業者の活動が継続されることとなるため、原子力災害対策本部としても、当該区域における生活基盤の確保に取り組む、郵便や物流を始め経済活動の状況等について、定期的な実態把握を行うなど適切に対応していく。

なお、区域解除までの間、福島県及び被災市町村と緊密に連携をとり、治安維持を含め避難区域、計画的避難区域と同様に万全を期すこととしている。

(1) 緊急時避難準備区域の設定

- 東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km から 30km 圏内の区域に係る屋内退避の指示は解除した。
- 一方で、未だ安定しない事故の状況に鑑み、緊急時における避難等の対応が求められる可能性が否定できない地域については、緊急時の屋内退避や避難が可能な準備を求める「緊急時避難準備区域」とした（4月22日）。
- 区域の設定等については、放射線量の測定結果や、原子力発電所の状況等を踏まえ、原子力安全委員会の意見も聴いた上で、住民の健康と安全の確保に万全を期す観点から決定した。

[参考：緊急時避難準備区域に該当する地域と当該区域の人口]

※ 緊急時避難準備区域は、計画的避難区域に設定される区域を除く、概ね 20km から 30km の区域で以下の市町村が対象となっている。

※ なお、子ども、妊婦、要介護者、入院患者などは、当該区域に入らないことが引き続き求められる。

緊急時避難準備区域 対象市町村	緊急時避難準備区域 人口（人）
広野町（全域）	約 5,400
檜葉町（20km 圏外）	約 10
川内村（20km 圏外）	約 1,700
田村市（一部）	約 4,000
南相馬市（一部）	約 47,400
合計	約 58,500 人

（注：平成 22 年国勢調査速報を基に推計）

(2) 生活インフラ等の確保・産業活動支援

- 「緊急時避難準備区域」においては、勤務等のやむを得ない用務や、生活関連物資等の当該地域への運送、運搬を行うために区域に入ることは妨げられない。
- 国としても、同区域の医療、輸送・物流を含めた生活基盤に支障が生じないように、定期的の実態把握をするなど確実に対応していく。

<当面の取組>

- ・ 緊急時避難準備区域における郵便物等集配業務及び郵便局業務は、4月25日から再開している（局舎倒壊郵便局を除く）が、倒壊郵便局（1局）の復旧については、地方公共団体の復興に関する計画等を踏まえて検討していくこととしており、復旧に向けた取組を支援していく。

- ・運輸関係事業者団体に対し、緊急時避難準備区域でのバス・タクシー・トラックの運行の留意点について傘下会員への周知を依頼するとともに、輸送の適切な実施に努めるよう指導した。
- ・緊急時避難準備区域における入院医療体制については、今後の段階的な再開に向け、福島県が国と連携しながら関係地方公共団体及び医療機関との調整に着手している。
- ・地域医療再生基金を活用して、医療施設の整備を進めるとともに、医療人材の確保等にも取り組む。
- ・区域内における産業活動や物流等の定期的な実態把握に努め、必要に応じて適切な対応策を講じていく。
- ・区域内に居住する障害者等に対する適切なケアの確保のため、関係地方公共団体と連携しつつ対応することとしている。

(3) 区域内の農産物や家畜等の取扱い

<当面の取組>

① 農林水産事業者の損害に対する賠償について（再掲）

- ・農林水産事業者の損害に対する賠償について、第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針を策定し、政府指示による出荷制限、県の要請等による出荷自粛などにより生じた損害に関する賠償の考え方を明らかにした（4月28日）。
- ・また、5月12日に開催された原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において、原子力災害被害者に対する緊急支援措置が決定され、その中で第一次指針を踏まえた東京電力から農林漁業者に対する仮払い等の実施が盛り込まれた。

② 区域内の農産物や家畜等について

- ・警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の各区域内における稲の作付制限について、原子力災害対策本部長が原子力災害対策特別措置法に基づき福島県知事に対して指示を発出した（4月22日）。作付制限に伴う損害についても、適切な賠償が迅速に行われるよう、万全を期していく。（再掲）
- ・区域内の家畜を区域外へ移動・出荷したいとの方針が福島県から示されたことを受け、農場から家畜を搬出する際の検査・除染などの手続きを整理し通知するとともに、家畜の円滑な移動を支援するため、福島県に対し、同区域の家畜の移動先のあっせんや畜産専門の担当者の派遣など人的支援を行っている。

(4) 中小企業者の損害に対する賠償について（再掲）

<当面の取組>

- ・第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針が策定され、政府による避難等の指示によって生じた営業損害や財産価値の喪失、事業者が負担した検査費用等を対象として、損害の範囲についての基本的な考え方が明らかにされた（4月28日）。
- ・中小企業者に対する東京電力による迅速な損害賠償の実現に向け、政府による避難等の指示があった区域等において中小企業者が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な実態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施する。

(5) 緊急時避難準備区域解除までの支援

- 緊急時の屋内退避や避難が円滑に行えるよう、市町村、県及び国が密接に連携して対応していく。また、関係者間の連絡体制を維持する環境を整備する。
- 区域内の犯罪の予防等に万全を期す。

<当面の取組>

① 区域解除までの支援体制及び情報提供

- ・区域内の住民については、常に緊急時の屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが求められているため、緊急時の屋内退避や避難が円滑に行えるよう関係地方公共団体と国とが密接に連携し対応する。
- ・国と福島県及び被災市町村との緊密な連絡体制を維持するため、簡易型のテレビ会議が行える環境を整備する。（再掲）

② 区域における治安維持

- ・緊急時避難準備区域においては、交番等の機能が維持されている。また、東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の治安維持を目的に編成されたパトロール部隊と連携しながら警戒警ら活動を実施している。
- ・検挙活動を目的とした機動捜査隊を投入し、犯罪の予防及び犯人の検挙に努めている他、流動検問を行う部隊を投入し、警戒活動を実施している。

5. 被災住民の安心・安全の確保

(取組の概要)

[地域コミュニティの維持]

- ・避難生活の長期化に伴い、都道府県や市町村が、避難住民の一次避難所から二次避難先や仮設住宅等への移動を進めていくことになるが、その際に、政府としても、住民の安心・安全の確保と同時に、地域コミュニティの維持に配慮しながら進められるよう必要な支援を行っていく。

[医療・介護等の確保と健康不安等への対応]

- ・要介護者や障害者等の安心・安全を確保するため、関係地方公共団体と連携し、県外で継続的に受入れが可能な施設への搬送を含め万全の対応を行っていく。
- ・また、被ばくに対する住民の健康不安を取り除くため、住民のスクリーニング及び除染を確実に行うとともに、住民の健康管理が適切になされるよう、健康相談ホットラインの開設、専門家の巡回等による健康相談や心のケアを行っていく。
- ・さらに、住民が受けた放射線量の評価に関する関係者の取組に対し（独）放射線医学総合研究所等が協力を行う。

[教育への支援]

- ・避難区域等の保育所、幼稚園、小中学校及び高校は、休園・休校とされており、避難先等における子どもの就学機会の確保等に万全を期す。
- ・また、福島県内の教育施設における土壌等の取扱いについて、環境モニタリングの測定結果を踏まえつつ、早急に対応していく。

[環境モニタリング等の充実]

- ・東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出状況について「環境モニタリング強化計画」に基づき、米国エネルギー省を含め関係機関が緊密に連携することにより、総合的な放射線モニタリングを実施する。
- ・また、「放射線量分布マップ」等を策定・公表するとともに、計画的避難区域等を重点的に測定することにより、事故状況の全体像の把握や、区域等の解除に向けて活用していく。
- ・農地や教育施設等における環境モニタリングに取り組むとともに、福島県内を中心に食品、環境モニタリング試料等の放射能濃度の分析拠点を整備していく。

[がれきや下水汚泥等の取扱い]

- ・福島県内のがれき等の災害廃棄物の処理について、現地調査を実施した上で、放

放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の基準や処理方法について、モニタリング等の結果を踏まえ、早急に対応していく。

[原子力災害・被災者向け広報の充実]

- ・国民に対して、正確かつ迅速な事故の情報を伝えるため、毎日記者会見を開催している。
- ・避難住民にわかりやすく、必要な情報を確実に届けるため、地元ラジオでの広報番組の放送を行うとともに、「ニュースレター」を避難所等で掲示している。
- ・また、インターネットや全国向けラジオ放送の活用など、県外避難者向けの情報提供も行っていく。

(1) 地域コミュニティの維持

- | |
|---|
| <p>➤ 都道府県や市町村が、避難住民の一次避難所から二次避難先や仮設住宅等への移動を進めていく際に、地域コミュニティの維持に配慮しながら進められるよう必要な支援を行う。</p> |
|---|

<当面の取組>

- ・応急仮設住宅の入居に当たり、被災者、特に高齢者、障害者等が安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるよう配慮するものとし、入居者選定に当たる地方公共団体に対し、必要な助言を行っている。
- ・一定規模以上の応急仮設住宅の建設に際しては、集会所などコミュニティの維持に必要な施設が併設されるよう各都県を支援している。
- ・移転後においても、例えばITを活用するなど、地域のつながりを維持する方向での支援を工夫する。

(2) 医療・介護等の確保と健康不安等への対応

- 避難区域等の各区域の実態に合わせて、関係地方公共団体と連携して、要介護者や障害者等への対応を確実にやっていく。
- 被ばくに対する住民の健康不安を取り除くため、住民のスクリーニング及び除染を確実にやる。また、住民の健康管理が適切になされるよう、健康相談ホットラインを開設するとともに、専門家の巡回等による健康相談や、心のケアをやっていく。
- 住民が受けた放射線量の評価に関する関係者の取組に対し、(独)放射線医学総合研究所等が協力を行う。

<当面の取組>

① 各区域における医療・介護等の確保

(各区域共通)

- ・各区域の住民(避難等の指示後に、区域外に転出した場合も含む)は、医療機関の窓口負担の支払いを不要とする。同様に、介護サービス利用時における利用料(自己負担分)等の支払いも不要とする。

(避難区域) (再掲)

- ・避難区域から一時的に他の施設に避難していた障害者施設の入所者について、福島県の要請を受け、他県の施設への受入れの調整を行い、継続的に受け入れることができる施設への避難を完了した。
- ・他県の介護施設等への要援護者の受入れ可能状況を把握し、福島県へ提供するとともに、要援護者の受入れの仕組みを構築し、避難区域の介護施設入所者について県外への避難を完了した。
- ・他県の施設へ避難した入所者等について、福島県内の他の地域への帰還の要望がある場合には、関係地方公共団体と連携した支援を行うこととしている。

(計画的避難区域) (再掲)

- ・在宅等で生活する障害者や高齢者等について、域外の他の施設での受入れの要望があれば、関係地方公共団体と連携しつつ対応することとしている。

(緊急時避難準備区域) (再掲)

- ・緊急時避難準備区域における入院医療体制については、今後の段階的な再開に向け、福島県が国と連携しながら関係地方公共団体及び医療機関との調整に着手している。
- ・地域医療再生基金を活用して、医療施設の整備を進めるとともに、医療人材の

確保等にも取り組む。

(その他)

- ・国民年金保険料の取扱いについて、福島県下の13市町村の住民は、家屋などの財産の損害が概ね2分の1以上の場合でなくとも免除の申請ができることとする。

② 住民のスクリーニング及び除染

- ・3月13日から、避難住民等に対し表面汚染のスクリーニングを実施している。福島県内の避難所を巡回するとともに、スクリーニング及び除染を継続しており、5月5日までに18万人以上に対し実施した。なお、計測又は脱衣等の上の再計測の結果、いずれも基準値以下であり、健康に影響を及ぼす事例は確認されていない。
- ・原子力安全委員会が行ったSPEEDIによる試算において甲状腺被ばく線量が比較的高いとされた地域を対象に小児甲状腺スクリーニングを実施した。なお、3月26日～3月30日にいわき市、川俣町、飯舘村の小児10～15歳約1,000人に対して実施した結果、スクリーニングレベルを超えた事例は確認されていない。
- ・福島県からの要請を受け、避難所等における被ばく不安解消を目的としたスクリーニング等の実施のため、医師等の派遣を行い、また、各都道府県等に対しても医師等の派遣のあっせん・調整を行っている。
- ・指定公共機関（（独）日本原子力研究開発機構及び（独）放射線医学総合研究所）及び大学等の放射線の専門家及び医師、看護師等を派遣し、現地において行われる住民スクリーニング及び除染活動の円滑な実施を図っている。

③ 住民の健康管理及び心のケア

- ・（独）日本原子力研究開発機構及び（独）放射線医学総合研究所の協力を得て、周辺住民に、放射線影響に関して説明する健康相談ホットラインを開設した。
- ・被災地においては、地元及び全国の地方公共団体から派遣された保健師等が避難所の巡回等を行い、健康相談を実施しながら、必要な保健医療福祉サービスに結びつける支援を行っている。
- ・精神科医等からなる「心のケアチーム」を8チーム確保（5月10日現在）し、同チームは、避難区域から避難した被災者の避難先地域を中心に活動している。
- ・また、福島県外において放射線の影響に関する不安を持つ方へ相談や放射線量の測定等の対応ができるよう、全国の地方公共団体に体制整備を依頼している。

④ 住民の長期的な健康管理（放射線量の評価）

- ・住民の長期的な健康管理を行う上で必要となる住民が受けた放射線量の評価に

関する関係者の取組に際し、（独）放射線医学総合研究所等が協力を行う。

（3）教育への支援

- 避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の保育所、幼稚園、小中学校及び高校は、休園・休校とされており、避難先等における子どもの就学機会の確保等に万全を期す。
- また、福島県内の教育施設における土壌等の取扱いについて、環境モニタリングの測定結果を踏まえつつ、早急に対応していく。

<当面の取組>

① 避難先での子どもの就学機会の確保等

- ・各都道府県教育委員会に対し、被災児童生徒等の学校への受入れ、教科書の無償支給、就学援助等の弾力的な扱いを要請している。また、学校運営の本格復旧や児童生徒の心のケアを行うため、被災県や被災児童生徒等を受け入れた都道府県に対し教職員定数を加配するとともに、被災した児童生徒等の就学支援やスクールカウンセラーの緊急派遣のための措置を講じる。
- ・廃校や空き教室等の改修工事等により応急仮設校舎を確保する。
- ・各大学等に対し、被災学生への経済的支援や学費等の納付猶予、相談体制の充実を要請している。これを受けて、各大学等は、被災した学生の就学機会の確保のための授業料等減免を実施している。
- ・被災等により家計が急変した学生等を支援するため、補正予算により奨学金対象の規模を拡充し、（独）日本学生支援機構の緊急採用奨学金（無利子）の申請を随時受け付けている。
- ・震災により帰国した留学生も含め、さらに多くの優秀な留学生に日本で学んでもらうための施策に取り組んでいく。

② 学校等の校舎・校庭等の利用について

- ・福島県が県内（20km 圏内の警戒区域等を除く）の小中学校、中学校、幼稚園、保育所及び特別支援学校の約 1,600 校を対象とした環境放射能モニタリングの結果を踏まえ、放射線量測定値が比較的高かった 52 校について、文部科学省において再調査を実施した（4月14日）。
- ・上記モニタリングの結果等を受け、原子力災害対策本部において、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告や原子力安全委員会の助言等を踏まえ、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」を策定した（4月19日）。
- ・再調査の対象となった 52 校について、福島県と連携して継続的に空間線量率を測定す

るとともに、教職員が積算線量計を携帯することにより、実際の被ばく状況を確認し、内部被ばくの影響を評価するため、適切にダストサンプリングを行う。これらの結果について、2週間に1回以上の頻度を目安として、原子力安全委員会に報告する。

- ・放射線量をできる限り低減させる方策の1つとして、校庭等の土の上下を入れ替える等の方法について、その効果や具体的な方法等を検証するため、(独)日本原子力研究開発機構に依頼し、福島大学と協力して実地調査を行った(5月8日)。
- ・これらの実地調査を踏まえ、5月11日には学校等の校庭・園庭における空間線量率の低減策について、「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」の2つの方法が児童生徒等の受ける線量を減らしていく観点から有効であるとして、福島県教育委員会等に事務連絡を行った。

(4) 環境モニタリング等の充実(環境モニタリング強化計画)

- 東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出状況について「環境モニタリング強化計画」に基づき、米国エネルギー省を含め関係機関が緊密に連携することにより、総合的な放射線モニタリングを実施する。
- また、「放射線量分布マップ」等を策定・公表するとともに、計画的避難区域等を重点的に測定することにより、事故状況の全体像の把握や区域等の解除に向けて活用していく。
- 農地や教育施設等における環境モニタリングに取り組むとともに、福島県内を中心に食品、環境モニタリング試料等の放射能濃度の分析拠点を整備していく。

<当面の取組>

① 継続的な環境モニタリングの実施

- ・東京電力福島第一原子力発電所周辺の放射性物質の放出状況を把握し、国民の安全や安心を確保するため、様々な手段を駆使し、総合的な放射線モニタリングを実施し、モニタリング結果の公表を行っている。具体的には、福島県、(独)日本原子力研究開発機構、電力会社等と連携し、空間線量率のモニタリングを実施するとともに、空気中のダストや土壌等のサンプル調査を実施している。
- ・4月22日以降は、計画的避難区域等を重点的に測定するとともに、測定結果については、事故状況の全体像の把握や区域等の解除に向けて活用していくため、「環境モニタリング強化計画」を策定し、モニタリングの実施体制も強化した。
- ・モニタリング体制を強化する一環として、放射線量率の高い地域については、簡易型線量計を活用することにより、積算放射線量の測定も実施している。加えて、同計画に基づき、計画的避難区域や放射線量率の高い地域の固定測定地

点を増やすとともに、土壌モニタリングの強化、海域モニタリングの広域化を図っていく。

- ・東京電力福島第一原子力発電所から 80km の範囲内において、米国エネルギー省と連携し、空間線量率及び地表面における放射性物質の蓄積状況についてモニタリングを実施している。また、福島大学による県内のモニタリングの他、全国の国立大学等においてモニタリングを実施している。
- ・東京電力により原子力発電所のサイト内及び近辺の海域等の環境モニタリングが適切に実施されるよう指導監督している

② 線量測定マップ等の作成

- ・「環境モニタリング強化計画」に基づき、4月24日時点の「線量測定マップ」及び「積算線量推定マップ」を発表した（4月26日）。今後、月に2回程度更新することを予定している（5月16日に更新済み）。また、「土壌濃度マップ」についても作成する。
- ・上記の線量測定マップ等により、事故状況の全体像の把握や、区域等の解除に向けて活用していく。

③ 農地における環境モニタリングの実施

- ・農地土壌における放射性物質の濃度の把握に向けて、補正予算において、放射線測定装置の調達及び分析のための費用を措置した。
- ・今後、農地土壌における放射性物質の濃度の分布傾向を把握する。

④ 海域における環境モニタリングの実施

- ・（独）海洋研究開発機構による海水採取とダストサンプリング等、及び（独）日本原子力研究開発機構による測定・分析により、東京電力福島第一原子力発電所の沖合における海域モニタリングを実施し、結果の公表を行ってきた。
- ・海域モニタリングの広域化を図るため、宮城県、福島県、茨城県の各沖合の広域調査、水産物モニタリングの拡大等を文部科学省と水産庁により共同で実施する。

⑤ 食品、水道水中の放射性物質モニタリングの実施

- ・原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について」において示された指標を参考として、食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定した。
- ・食品中の放射性物質に係るモニタリング検査について、ガイドラインや最新の情報に基づく指示を行い、関係地方公共団体が検査計画を策定して実施している。
- ・水道水中の放射性物質については、各地方公共団体等において水道水の検査を継続して実施しており、国において毎日その結果を公表している。また、検査

結果が指標等を超過した場合には、水道事業者に対して水道水の摂取制限及び広報の要請を行うこととしている。

⑥ 教育施設等における環境モニタリングの実施

- ・学校や地域住民が安全・安心の観点から放射線量を確認できるよう、福島県教育委員会と連携して学校等において積算線量計を用いた調査を継続的に行うとともに、ダストサンプリング、土壌モニタリングも組み合わせて、福島県内の児童生徒や地域住民の受ける線量の低減に資するため環境放射能の状況を把握していく。

⑦ 福島県内における環境試料分析能力の向上

- ・福島県内に食品、環境モニタリング試料等の放射能濃度の分析の拠点を整備していく。

(5) がれきや下水汚泥等の取扱い

- 福島県内のがれきや下水処理場から発生する汚泥等の取扱いについて、現地調査を実施した上で、放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の基準や処理方法について、モニタリング等の結果を踏まえ、早急に対応していく。

<当面の取組>

① がれき等の取扱い

- ・福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて、放射性物質による汚染のおそれを考慮に入れて、政府内部で整理を行い、原子力安全委員会からの助言も踏まえ、今後の方針を取りまとめた（5月2日）。
- ・本方針に基づき、福島県内の災害廃棄物の取扱いについては以下のとおり進めていく。
 - (ア) 避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物については、当面の間、移動及び処分は行わない。
 - (イ) 避難区域及び計画的避難区域以外の地域のうち、浜通り及び中通り地方にある災害廃棄物については、当面の間、仮置き場に集積しておき、処分は行わない。処分については、災害廃棄物の汚染状況についての現地調査結果を踏まえ検討する。
 - (ウ) その他の地域にある災害廃棄物については、従前通り計画的に処分を行う。
- ・なお、学識経験者から構成される検討会を環境省に設置し、放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の基準や処理方法について、モニタリング等の結果を踏まえ、早急に検討を行う。

② 下水汚泥の取扱い

- ・福島県の下水処理場において、下水汚泥等から放射性物質が検出された問題に関して、政府内部で対応を検討し、原子力安全委員会の助言も得た上で、当面の考え方について取りまとめた（5月12日）。
- ・福島県内の下水汚泥等の取扱い等については当面以下の考えに基づき進めていく。
 - （ア）脱水汚泥、溶融炉のスラグ等については、県内の下水処理場、管理型処分場等に仮置きし、モニタリングを実施することを基本とする。
 - （イ）脱水汚泥等をセメント材料として再利用する場合は、クリアランスレベル以下であることを確認する。既に生産されたセメントについては、放射線の影響を評価し、安全であることが確認された。また、下水汚泥等のコンポスト（肥料）としての利用については、当面自粛を求める。
- ・なお、仮置きした脱水汚泥等の処分方法等については引き続き検討する。

（6）原子力災害・被災者向け広報の充実

- 国民に対して、正確かつ迅速に事故の情報を伝えるため、毎日記者会見を開催している。
- 避難住民にわかりやすく、必要な情報を確実に届けるため、地元ラジオでの広報番組の放送を行うとともに、「ニュースレター」を避難所等で掲示している。
- また、インターネットや全国向けラジオ放送の活用など、県外避難者向けの情報提供も行っていく。

<当面の取組>

- ・国民に対して、正確かつ迅速な事故の情報を伝えるため、毎日プレス資料を作成・公開するとともに、記者会見を開催している。
- ・避難住民にわかりやすく、確実に情報を届けるため、地元ラジオを通じた情報提供「守ります！ 福島」（ラジオ福島 エフエムふくしま 放送日：毎日）を行っている。
- ・ラジオでは、聴取者からの質問に一問一答形式で回答するとともに、原子力災害に係る重要事項についてもタイムリーに情報提供している（例：警戒区域の指定や東京電力による仮払補償金の支払の方針決定等）。
- ・また、避難所等に「ニュースレター」を掲示するなど、現地ニーズに沿った情報も提供している（例：り災証明不要の支援手続、水道水の基準について等）。
- ・さらに、インターネットへのこれらのコンテンツの掲載（ラジオ番組のPod Cast配信など）や政府広報の活用（全国向けラジオ放送「震災情報 官邸発」、ハンドブック、壁新聞、新聞への情報掲載等）により、県外避難者向けの情報提供も行っていく。

(7) その他の対策

<当面の取組>

- ・放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のため「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」を法務省ホームページに掲載し、啓発活動を行っている（4月21日掲載）。
- ・また、啓発活動のためのチラシを全国の法務局・地方法務局へ配布し、避難所地域での配布、公共機関やコンビニエンスストアへの掲出等、各地域の実情に応じた方法による啓発活動を行っている（4月27日以降）。

6. 雇用の確保、農業・産業への支援

(取組の概要)

[基本方針]

風評被害を含め原子力災害固有の被害状況を踏まえ、政府一丸となって、雇用の確保や農業・産業活動の支援策を実施していく。また、警戒区域等の解除後に、ふるさとに戻って生活を再建し、地域経済を再生する上で必要となる支援策について検討していく。

[雇用の確保]

- ・ 「日本はひとつ」しごとプロジェクトに基づき、雇用対策を推進する。
- ・ がれき処理などの復旧事業を中心に地元優先雇用の取組を進めていくとともに、雇用創出基金事業の活用により、被災地における雇用の場を提供していく。
- ・ 雇用調整助成金や失業手当の特例措置等により、被災地域における雇用の維持や生活の安定を確保していく。
- ・ また、被災学生を含め被災者に対する新たな就職に向けた支援についても、ハローワークを始めとする関係機関と連携して、地元や避難先での就業を支援していく。

[農畜産業・水産業等への支援]

- ・ 政府等による農作物の出荷制限や作付制限を余儀なくされている、又は避難区域内等において家畜の安楽死による処分等を余儀なくされている農林水産事業者に対して、適切な賠償が迅速に行われるよう、万全を期す。
- ・ また、被災地等の農林水産品について海外の政府機関を始め国内外の関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、過度に厳しい輸入禁止等の措置に関する情報収集・働きかけを行うなど、風評被害対策や農林水産品・食品の輸出促進を確実に実施していく。
- ・ 農林水産物や土壌等への放射性物質による影響について、安全性の観点から早急に検証を行い、技術的な課題についても対応していく。
- ・ また、出荷制限等を受けた農林水産事業者に対しJA・JFグループが実施するつなぎ融資について、国による実質的な保証を措置するなど、事業活動を支援していく。

[中小事業者対策]

- ・東日本大震災復興緊急保証、東日本大震災復興特別貸付を新たに創設し、貸付条件の緩和等を行うとともに、返済猶予を始めとした既往債務の条件変更など被災中小企業の実情に応じた対応を行っていく。
- ・また、工場や商店等の復旧支援として、中小企業等が一体となって進める施設の復旧・整備や、仮設工場・仮設店舗の整備などに確実に対応していく。
- ・経済産業省と福島県の間で基本合意した、警戒区域等から移転を余儀なくされる中小企業等に対する原則無担保で長期の無利子貸付制度について、可及的速やかに具体的な設計を検討する。
- ・政府による避難等の指示があった区域等において営業損害を被った中小企業者に対して、適切な賠償が迅速に行われるよう、万全を期す。

[製造業・小売業等への支援]

- ・風評被害対策、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するとともに、国内の検査体制の充実や検査支援などを確実に実施していく。

[交通・運輸業、観光業等への支援]

- ・交通・運輸業や、観光業など、風評被害の影響を受けやすい事業については、外国政府を始め、国内外の関係機関に対して正確な情報提供を行うとともに、過度に厳しい規制等がある場合には、見直すよう対応していく。また、国内事業者に対して、海外動向に関する情報を適切に提供していく。
 - ・その他、原子力災害により被災した地域における地域金融への支援や、消費者に対する適切な情報提供についても、確実に対応していく。
-

(1) 雇用の確保

- 「日本はひとつ」しごとプロジェクトに基づき、雇用対策を推進する。
- がれき処理などの復旧事業を中心に「地元優先雇用の取組」を進めていくとともに、雇用創出基金事業の活用により、被災地における雇用の場を提供していく。
- 雇用調整助成金や失業手当の特例措置等により、被災地域における雇用の維持や生活の安定を確保していく。
- また、被災学生を含め被災者の新たな就職に向け、関係機関が連携して、被災者の受入れに積極的な企業の発掘及びマッチングなど地元や避難先での就業を支援していく。

<当面の取組>

① 復旧事業等による確実な雇用創出

- ・ がれき処理などの復旧事業を中心に地元優先雇用の取組を進めていくことにより、被災地における就労の場を確保する。
- ・ 実施要件の緩和と基金の積み増しを行った雇用創出基金事業について、都道府県や市町村による直接雇用または、企業やNPO等への委託による雇用により、避難所・仮設住宅での高齢者や子供の見守り、農産物や観光地のPR等で、被災者の雇用機会を創出する。

② 雇用の維持・生活の安定

- ・ 雇用調整助成金について、これまでの支給日数にかかわらず、支給限度日数を最大300日とすることや被保険者期間6か月未満の被保険者も助成対象とするといった特例措置等により、経済上の理由により事業活動が縮小した企業等の雇用維持への取組を支援する。
 - ※1 「警戒区域」及び「計画的避難区域」に指定されたことにより事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金の助成対象とはならないが、当該区域外での事業継続を目指した準備活動を行っている場合は、助成対象となる。
 - ※2 「緊急時避難準備区域」については、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが必要な区域であり、当該区域内に所在する事務所であっても、事業活動を継続することができることから、当該区域の指定を受けた後に経済上の理由により、事業活動が縮小した場合は、助成対象となる。
- ・ 避難指示等を受けた地域において休業や一時的な離職を余儀なくされた雇用者に対して、失業手当の給付を行う特例措置を講じ、その給付日数について、現行の個別延長給付(原則60日分)に加え、更に60日分延長し、生活の安定を図る。

③ 新たな就職に向けた支援

- ・『「日本はひとつ」しごと協議会』を中心に、地方公共団体や関係団体が連携して生活支援から効果的な就労支援までを一体的に実施する。また、ハローワークなどによる避難所におけるきめ細かな出張相談を行うとともに、ハローワークの全国ネットワークを活用することにより、被災者対象求人の確保を図り、地元や避難先における就労を支援する。
- ・被災者向けの合同企業説明会を開催するとともに、業界団体や中小企業団体に要請し、被災者の受入れに積極的な企業を発掘していく。
- ・雇入れ助成（被災者雇用開発助成金）などにより、原子力災害による避難者も含め、被災者の雇用を促進する。あわせて、職業転換給付金を活用する等して、地元以外での就職を希望する被災者への支援を行う。
- ・被災学生等のための専用求人の開拓や、新卒者の内定取消の防止、被災学生等を積極的に採用する企業による面接会の開催など、被災学生等への支援の強化を図る。また、未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクトにおいて、被災地域の学生に配慮し選考日や入社日等について柔軟な対応が可能な地元企業の求人情報の検索を行えるようにするなど、被災地域の未内定者等と中小企業のマッチングを支援する。
- ・新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ事業）の参画企業の中で、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し公表していく。また、同事業において、被災地域の新卒者等の状況に応じて実習参加時間を短くする等、柔軟に対応していく。
- ・関係省庁が連携し、関係機関の協力を得て東日本大震災で被災された学生等への、首都圏で就職活動するための宿泊施設の無償提供を実施する。

(2) 農畜産業・水産業等

- 政府等による農作物の出荷制限や作付制限を余儀なくされている、又は避難区域内等において家畜の安楽死による処分等を余儀なくされている農林水産事業者に対して、適切な賠償が迅速に行われるよう、万全を期す。
- また、被災地等の農林水産品について海外の政府機関を始め国内外の関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、過度に厳しい輸入禁止等の措置に関する情報収集・働きかけを行うなど、風評被害対策や農林水産品・食品の輸出促進を確実に実施していく。
- 農林水産物や土壌等への放射性物質による影響について、安全性の観点から早急に検証を行い、技術的な課題についても対応していく。
- また、出荷制限等を受けた農林水産事業者に対し J A・J F グループが実施するつなぎ融資について、国による実質的な保証を措置するなど、事業活動を支援していく。

<当面の取組>

① 出荷制限等の指示による影響と今後の対応

- ・農林水産事業者の損害に対する賠償について、第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針を策定し、政府指示による出荷制限、県の要請等による出荷自粛などにより生じた損害に関する賠償の考え方を明らかにした。
- ・なお、J Aグループ等各団体は、多数の農家等を代表して損害賠償を取りまとめており、4月28日、J A茨城県中央会及び栃木県中央会が、東京電力に対し第1回の請求を実施した。
- ・また、5月12日に開催された原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において、原子力災害被害者に対する緊急支援措置が決定され、その中で第一次指針を踏まえた東京電力から農林漁業者に対する仮払い等の実施が盛り込まれた。

② 風評被害対策及び農林水産物・食品の輸出支援

(国内事業者や消費者への情報発信)

- ・流通業者等に対し科学的・客観的な根拠に基づく冷静な対応を要請した他、消費者や小売業者に対し普段どおりの買い物や商売が行われるよう農林水産大臣からメッセージを発信している。また、消費者団体や地方公共団体、N P O、企業等と連携しつつ、被災地等の農林水産物等の消費促進を応援する取組「食べて応援しよう！」を展開しており、政府広報等の活用も含め、積極的な情報発信を行っている。
- ・関係地方公共団体から報告された食品中の放射性物質の検査結果について、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表していく。

(外国政府等への情報発信)

- ・日本産農林水産物・食品の安全イメージを回復するため、日本産農林水産物・食品に関する国内の措置結果等を外国政府等に発信している。その他、海外における情報提供として、外務大臣による英字紙への寄稿、在外公館等のホームページによる情報発信（計40ヶ言語）や海外産業界等への説明会を北京、ニューヨーク等の世界の主要都市にて実施している。

(過度に厳しい輸入規制措置に対する情報収集・働きかけ)

- ・各国・地域の在外公館、在京大使館等を通じて、我が国からの農林水産物・食品等の輸出品に対する各国の措置について情報収集を行っている他、我が国が実施した措置や検査結果について説明するとともに、二国間会議やWTO会合等、国際会議等を通じ我が国の農水産品等に対して過度に厳しい輸入規制措置をとることがないように働きかけ・申し入れを実施している。

(海外動向の国内事業者への情報提供)

- ・農林水産省のホームページにおいて、諸外国の規制措置や輸出に際しての留意事項等を随時更新し情報提供を実施するとともに、輸出相談窓口を設置し、都道府県や事業者等からの相談を常時受け付けている。

(諸外国向けの放射性物質の検査の証明書等への対応)

- ・EU等に食品等を輸出する際には、生産日や産地、放射性物質の検査の証明書の添付が必要となったため（EUの場合は3月28日以降）、原則として都道府県において証明書を発行するための体制を整備している。なお、水産物及び酒類は原則として国で証明書を発行している。
- ・放射性物質の検査への対応については、補正予算等により、都道府県及び民間団体による輸出用の放射性物質の検査機器の導入等に対し助成を行う。また、日本産農林水産物・食品の信頼回復や風評被害防止に向けた市場分析等を行う。なお、酒類については国で放射能検査機器を導入し、体制が整備され次第、放射能検査証明書を発行する他、市場分析等を行う。

③ 農林水産物や土壌等への放射性物質による影響と今後の対応

- ・東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域における農作業の安全や放射性物質の農作物への移行の減少を図るための取組等について農業現場に周知するため、技術指導を発出（4月18日）するとともに、農家向けのQ&A集を公表した。
- ・家畜については、家畜を計画的避難区域等から区域外へ移動したいという福島県の意向を受けて、検査、除染等の手続きを整理し通知するとともに、移動先のあっせんや専門担当者の派遣等の支援を行っている。また、食品衛生法上の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産していく目安として、牛に給与する牧草等の放射性物質の暫定許容値を示したところであり、現在、県が行っている牧草等の検査の結果を踏まえ、事故後に収穫した粗飼料の使用や放牧について

指導を行っている。

- ・ 麦類については、避難（警戒）区域及び計画的避難区域における収穫作業は困難であり、緊急時避難準備区域における収穫作業についても一定の制約を受けると考えられる。また、稲については、4月22日に避難（警戒）区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における作付を控えるよう指示した。なお、大気中の放射線の量や土壌中の放射性物質の量などからみて必要な地域においては、サンプルを検査し食品衛生法の暫定規制値を超える場合には出荷制限を行うこととし、その検査方法について今後検討する。また、わらの取扱いや暫定規制値を超えた米麦等（残さを含む。）の処理・活用方法等について検討している。
- ・ 放射性物質がきのこ原木に与える影響調査や、周辺地域のきのこ原木のサンプリング調査を実施し、きのこ原木の安全性を検証し、安定供給の方策等を取りまとめていく。
- ・ 水産物については、都道府県と連携し、水産物中の放射性物質のモニタリングを実施してきたところである。さらに、5月2日付けで水産物の放射性物質検査に関する基本方針を策定し、検査対象を広げる等、水産物の放射性物質検査の強化を図っている。また、モニタリング結果や放射性物質の魚への影響等に関するQ&A集をホームページにより情報提供している。

④ 事業活動支援

- ・ 出荷制限等を受けた農林水産事業者に対してJ A・J Fグループが行っているつなぎ融資について、債務延滞者等であってもより円滑に資金の融通がなされるよう、つなぎ融資について農業・漁業信用基金協会による無担保・無保証人保証の対象とし、国による実質的な保証を措置した。
- ・ 被災食品製造業者・販売業者等に対して、立ち直りを支援するために措置した長期・低利の融資制度を活用して支援を行っていく。

(3) 中小企業対策

- 原子力災害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰り対策として、東日本大震災復興緊急保証、東日本大震災復興特別貸付を新たに創設し、貸付条件の緩和等を行うとともに、返済猶予を始めとした既往債務の条件変更など被災中小企業の実情に応じた対応を行っていく。
- 工場や商店等の復旧支援として、中小企業等が一体となって進める施設の復旧・整備や、仮設工場・仮設店舗の整備などに確実に対応していく。
- 経済産業省と福島県の間で基本合意した、警戒区域等から移転を余儀なくされる中小企業等に対する原則無担保で長期の無利子貸付制度について、可及的速やかに具体的な設計を検討する。
- 政府による避難等の指示があった区域等において営業損害を被った中小企業者に対して、適切な賠償が迅速に行われるよう、万全を期していく。

<当面の取組>

(資金繰り支援)

- ・原子力災害や風評被害により影響を受けた中小企業を含め、震災により直接的、間接的に著しい被害を受けた中小企業を対象に、既存の災害関係保証やセーフティネット保証とは別枠の東日本大震災復興緊急保証を創設した。また、日本政策金融公庫等が実施する既存の融資制度についても貸付限度額、金利引き下げなどを大幅に拡充した東日本大震災復興特別貸付（一部、実質無利子化）を創設した。
- ・小規模企業に対して、無担保、無保証で貸付を実施する小規模事業者経営改善資金（マル経）融資について、提出書類の簡素化を実施するとともに、震災の直接又は間接的に被害を受けた一定の小規模企業に対し、貸付限度額、金利引下げ措置を拡充した。
- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等既往債務の条件変更、貸付手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業の実情に応じた対応を要請している。
- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会等において、特別相談窓口を設置し、被災者に対しての相談を行っている。
- ・経済産業省と福島県の間で、警戒区域等に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等に対し、（独）中小企業基盤整備機構を活用して、通常の金融支援措置ではない、原則無担保で長期の無利子貸付を行うことで基本合意した（4月22日）。今後、可及的速やかに具体的な設計を検討していく。

(工場・商店等の復旧支援)

- ・被災地域の中小企業等が一体となって進める復興事業計画を都道府県が認定し、

その計画に不可欠な施設の復旧・整備を国と都道府県が連携して補助する。

- ・(独)中小企業基盤整備機構が、仮設工場・仮設店舗等を整備し、市町村を通じて原則無償で貸し出す。
- ・被災中小企業の要望・課題等に応じた経営相談等に応じるため、相談員や専門家を派遣する。

(中小企業者の損害に対する賠償について)

- ・第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針が策定され、政府による避難等の指示によって生じた営業損害や財産価値の喪失、事業者が負担する検査費用等を対象として、損害の範囲についての基本的な考え方が明らかにされた(4月28日)。
- ・中小企業者に対する東京電力による迅速な損害賠償の実現に向け、政府による避難等の指示があった区域等において中小企業者が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な実態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施する。

(その他)

- ・(ア)下請中小企業との取引の維持・再開や優先的発注、及び(イ)原子力災害に関して科学的・客観的根拠に基づき適切に取引を実施するよう、親事業者(約22,000社)に要請した。

(4) 製造業・小売業等

- 風評被害対策、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するとともに、国内の検査体制の充実や検査支援など風評被害対策及び工業品等の輸出支援に確実に対応していく。

<当面の取組>

① 風評被害対策及び工業品等の輸出支援

(外国政府等への情報発信)

- ・海外における情報提供として、外務大臣による英字紙への寄稿、在外公館等のホームページによる情報発信(計40ヶ言語)を実施している。
- ・外国政府や企業等に対し我が国の現状や取組を説明し、科学的データに基づいた対応を要請している。また、北京、ニューヨーク等世界の主要都市において、海外産業界に対して(独)日本貿易振興機構の海外事務所と在外公館等が連携しながら原子力事故及び我が国の取組に関し、説明会を実施している。

- ・海外で開催される国際展示会や日本関連行事の開催にあわせて東北ブースを設置する等の販売支援の実施を検討している。

(過度に厳しい輸入規制措置に対する情報収集・働きかけ)

- ・我が国からの工業品や医薬品等の輸出品に対する各国の措置について情報収集を行い、我が国事業者が不利な立場に置かれぬよう、外国政府等に対する申し入れ等の働きかけを行っている。

(海外動向の国内事業者への情報提供)

- ・経済産業省、(独)日本貿易振興機構等のホームページにおいて、諸外国の放射線検査等の情報を事業者に対して提供している。また、(独)日本貿易振興機構や(独)日本貿易保険において相談窓口を設置し、個別の事業者からの問い合わせに対応している。

(検査支援)

- ・福島県ハイテクプラザに対する(独)産業技術総合研究所からの放射線測定機器の貸出しや専門家派遣等の支援の他、福島市内における測定等の臨時技術相談窓口開設のための専門家派遣等を実施した。引き続き、福島県の検査体制強化に向けた取組について支援していく。
- ・輸出品に係る放射線量検査を要求される事業者の負担を軽減するため、補正予算により輸出品に係る放射線量検査の検査料を補助する(検査料について、中小企業は10分の9、大企業は2分の1を補助)。
- ・我が国で建造する新造船及び舶用製品への放射線量鑑定の求めがあれば、国が確認書を発行している。

(関係機関・団体との連携)

- ・風評被害による、取引停止、発注の大幅な減少や過度に厳しい取引条件を課すこと等を防止するため、関係の業界団体等に対し要請文を発出した(4月28日)。
- ・(独)日本貿易振興機構では、情報収集、外国政府・企業等に対する説明会の開催、緊急相談窓口の設置、放射線検査を実施する公的機関及び商工会議所での証明書発給サービスの周知等を実施している。
- ・(独)日本貿易保険では、り災中小企業への保険契約諸手続の猶予等の措置、相談窓口の設置、風評被害への対応として貿易保険によってカバーされる損失の事例の周知等を実施している。

② 事業活動支援

- ・工業用水道について、早期の復旧のため補助を行う。
- ・工場立地法の緑地面積規制等の運用について、生産施設の復旧が行われる場合

には弾力的な運用とするよう、福島県を含む関係地方公共団体に通知した。

(5) 交通・運輸業

- 国内事業者に対して、必要な情報提供を行うとともに、正当な理由なく運送の引受を拒絶することのないようタクシー業界に対して指示を出している。
- また、外国政府に対して我が国の港湾・空港の放射線対策及び安全性等にかかる説明等を含め働きかけを実施するとともに、海外動向について国内事業者に適切に情報提供を行っている。

<当面の取組>

(国内事業者や消費者への情報発信)

- ・ 栃木県、茨城県、千葉県各タクシー協会に対して、正確な情報の把握に努め、正当な理由なく運送の引受を拒絶することのないよう、傘下会員に対して徹底するよう指導した。また、(社)全国乗用自動車連合会に対しても同旨を指導した(3月19日)。

(外国政府等への情報発信)

- ・ 海外における情報提供として、外務大臣による英字紙への寄稿、在外公館等のホームページによる情報発信(計40ヶ言語)を実施している。
- ・ 各国・地域に対し、在外公館等を通じて、我が国の港湾・空港の放射線対策及び安全性等にかかる説明等を含め働きかけを実施している。

(海外動向の国内事業者への情報提供)

- ・ 国際海事機関(IMO)からプレスリリースが発出される都度、その内容を報道発表するとともに海運会社、港湾管理者、在外公館等へ情報提供している。
- ・ また、4月22日に「港湾における放射線対策」について公表した。同日、在外公館を通じ、IMO、海外の政府に周知するとともに、在京外交団、在京海外プレス、(社)日本船主協会等へ説明した。

(6) 観光業

- 海外への正確な情報提供を行うとともに、官民一体となった旅行振興キャンペーンを行うなど、関係機関とも連携して、国内外の旅行需要の回復策を引き続き講じていく。
- また、日本に対する行き過ぎた渡航規制等がある場合には、見直すよう働きかけを行っていく。

<当面の取組>

(国内外の観光交流の活性化)

- ・被災地を始めとする日本への旅行自粛の風潮や風評被害に対応し、官民一体となった旅行振興キャンペーン等の国内旅行の活性化策、ビジット・ジャパン事業による海外への正確な情報発信やプロモーション等による旅行需要の回復等を講じており、引き続き、関係機関と連携して対応していく。

(行き過ぎた渡航規制等の措置に対する働きかけ)

- ・ビジット・ジャパン事業 15 重点市場国・地域を中心に、在外公館等を通じて、各国・地域の当局に対し、最新で正確な情報を伝え、行き過ぎた渡航規制があればそれを見直すよう、働きかけを行っている。

(7) その他の対策

<当面の取組>

① 地域金融への支援

- ・国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化し、厳しい状況にある地域経済や中小企業を支援する枠組みである、金融機能の強化のための特別措置に関する法律について、適用要件に係る震災の特例を設けるなどの法改正を検討する。金融機関が経営判断として資本増強が適当と判断する際は、同法の活用の積極的な検討を促すことなどを含め、金融面からの地域経済下支えに万全を期す。

② 被災者、被災企業に対する金融面の支援

- ・金融機関に対して、災害の影響を直接、間接に受けている顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じるよう努めること等を要請しており、これを受け、金融機関においては、自身も被災している中、こうした考えを当局と共有し、懸命に金融仲介機能の発揮に努めている。

③ 消費者に対する適切な情報提供

- ・食の安全に関しては、野菜や食品等の出荷制限や摂取制限及び出荷制限の一部解除について、消費者に正確な情報をわかりやすく伝達するとともに、消費者に冷静な対応をお願いする消費者担当大臣メッセージを随時発出している。
- ・4月28日から「復興アクション」の一環として、「FUKUSHIMAを正しく理解しよう」プロジェクトを立ち上げ、（ア）東日本を中心に活動する消費者団体と連携したシンポジウム・セミナー等の開催、（イ）食の安全に関する情報をわかりやすく提供するQ&Aの作成、（ウ）食の安全に関する消費者の意識把握などを行っていく。

7. 被災地方公共団体への支援

(取組の概要)

被災した地方公共団体による行政サービスの提供が円滑となるよう、随時、首長等から現状、課題、要望事項を丁寧にかがいがいながら、被災市町村の仮庁舎の建設や情報システムの整備等に加え、国家公務員を被災地方公共団体へ派遣するなど、政府一丸となり支援していく。

原子力災害により役場機能を移転した地方公共団体の支援を行うとともに、避難者を受け入れている地方公共団体への支援についても配慮する。

なお、避難の広域化とともに避難生活も長期化する中、被災した地方公共団体や避難者の受け入れ地方公共団体への支援のあり方を今後検討していく。

(1) 被災地方公共団体の機能回復に向けた取組

➤ 被災した地方公共団体による行政サービスの提供が円滑となるよう、随時、首長等から現状、課題、要望事項を丁寧にかがいがいながら、被災市町村の仮庁舎の建設や情報システムの整備等に加え、国家公務員を被災地方公共団体へ派遣するなど、政府一丸となり支援していく。

<当面の取組>

- ・福島県及び被災市町村のニーズに対応し、福島県及び被災市町村等に対して 246 名の国家公務員を派遣している。

[参考：福島県内への国家公務員の派遣状況]

総務省 8 名、外務省 2 名、財務省 35 名、文科省 12 名、厚労省 68 名、農水省 4 名、経産省 74 名、国交省 17 名、環境省 1 名、防衛省 1 名、警察庁 22 名、金融庁 2 名

- ・各府省の独自のルートによる派遣に加え、全国知事会・市長会・町村会のシステムなどによる地方公務員の派遣について支援・協力を依頼し、被災地方公共団体のニーズに合う形での人的支援を行っていく。
- ・また、被災市町村の行政機能の応急復旧を図るため、補正予算により、被災市町村の仮庁舎の建設及び情報システムの整備等を支援していく。
- ・「市町村行政機能サポート窓口」において引き続き各種相談に応じていく。
- ・避難した被災者から避難先の市町村に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村に提供し、避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報シ

システム」を構築した。避難者からの情報提供を受付中であり、今後も避難者の所在地の把握に努めていく。

- ・電源立地交付金を原資として既に造成した基金について、当初の目的から変更し、災害復旧・復興に資する事業への活用を可能とした。
- ・また、電源立地交付金の交付対象となっている被災地方公共団体からの申請があれば、通常6月に行うところを4月にも交付を行うこととした。また、申請に際しては、避難先にある被災地方公共団体の臨時役場まで経済産業省の担当者が直接訪問し、交付金事業の相談や交付金事務の支援を行っている。

(2) 役場機能を移転した市町村や避難者の受け入れ地方公共団体への支援

- 原子力災害により役場機能を移転した地方公共団体の支援を行うとともに、避難者を受け入れている地方公共団体への支援についても配慮する。
- なお、避難の広域化とともに避難生活も長期化する中、被災した地方公共団体や避難者の受け入れ地方公共団体への支援のあり方を今後検討していく。

<当面の取組>

- ・原子力災害対策本部、現地対策本部、福島県及び被災市町村との緊密な連絡体制を維持するため、簡易型のテレビ会議が行える環境を整備する。(再掲)
- ・原子力災害により役場機能を移転した8町村に対して、国との連絡体制を強化するためパソコンや複合機等の設置を支援している。引き続き、パソコン等の機器の搬出・設営についても支援していく。
- ・被災地でない都道府県が、被災県からの要請を受けて避難所の設置等の救助を行った場合、被災県を通じて、その費用は国庫負担の対象としている。また、被災県の手続負担を軽減するため、各都道府県からの被災三県(岩手県、宮城県、福島県)への請求手続を厚生労働省にて取りまとめることとしている。
- ・役場機能を移転した町村に居住していた避難者の所在を確認するために、福島県が設置したコールセンターについて、各都道府県に周知するとともに、総務省のホームページ等を活用して幅広く広報している。

8. 被災者・被災事業者等への賠償

(取組の概要)

原子力損害の賠償に関する法律に基づき、被災者への賠償を迅速、公平かつ適切に行う。

原子力損害賠償紛争審査会においては、被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次、原子力損害の範囲の判定等の指針を策定していく。

「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」の決定（4月15日）を踏まえ、原子力災害対策特別措置法に基く指示に従い避難・屋内退避を余儀なくされた住民に対して、東京電力により仮払補償金の支払いが行われており、5月中にも概ね振り込みを終えることを目標としている。

また、政府の指示により出荷制限等を余儀なくされたり、又は避難指示を受け家畜の安楽死による処分等を余儀なくされた事業者に対し、当面の必要な資金を可及的速やかに支払うこととする「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」が決定された（5月12日）。本決定を受けて、東京電力は、5月末頃までに仮払いの開始を目指すとしている。

「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組み」について、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合として決定した（5月13日）。

(1) 原子力損害賠償紛争審査会の定める指針について

- 東京電力が被害者に対し行う賠償が、迅速、公平かつ適切に進められるよう、万全を期す。
- 原子力損害賠償紛争審査会においては、被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次、原子力損害の範囲の判定等の指針を策定していく。

<当面の取組>

- ・東京電力が被害者に対し行う賠償が、迅速、公平かつ適切に進められるよう、原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令を閣議決定し、原子力損害賠償

紛争審査会が設置された（4月11日）。

- ・被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次原子力損害の範囲の判定等の指針を策定していく。
- ・第3回原子力損害賠償紛争審査会において、第一次指針を策定し、政府の指示による避難や農産物の出荷停止などにより生じた損害に関する賠償の考え方を明らかにした（4月28日）。
- ・本指針をホームページに公開するなど、関係省庁及び各都道府県へ伝達した。
- ・第一次指針で対象とされなかった損害項目やその範囲についても検討を進めている。

（2）仮払補償金について

- 「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」の決定（4月15日）を踏まえ、原子力災害対策特別措置法に基く指示に従い避難・屋内退避を余儀なくされた住民に対して、東京電力により仮払補償金の支払いが行われており、5月中にも概ね振り込みを終えることを目標としている。
- また、政府の指示により出荷制限等を余儀なくされたり、又は避難指示を受け家畜の安楽死による処分等を余儀なくされた事業者に対し、当面の必要な資金を可及的速やかに支払うこととする「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」が決定された（5月12日）。本決定を受けて、東京電力は、5月末頃までに仮払いの開始を目指すとしている。

<当面の取組>

- ・原子力発電所事故による経済被害対応本部（注）において「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」を決定した（4月15日）。
（注）原子力発電所事故経済被害対応チームに改組されている。
- ・本決定を受け、東京電力は各市町村の協力を得て請求書の配布や説明会を実施中であり、4月26日から実際の支払いが開始されており、5月中にも仮払補償金の振り込みを概ね終えることを目標に作業を進めている。
- ・5月12日、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合を開催した。同会合において、政府の指示により出荷停止等を余儀なくされ、又は避難指示を受け家畜の安楽死による処分等を余儀なくされた事業者に対し、当面の必要な資金を可及的速やかに支払うこととする「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」が決定された。
- ・本決定を受け、東京電力は、生産者団体等の協力も得つつ、5月末頃までに仮払いを開始することを目指す旨の発表を行った。

(3) 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて

- 「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組み」について、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合として決定した（5月13日）。

<当面の取組>

- ・5月13日、東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合として決定した。
- ・今回決定された枠組みは、(ア)迅速かつ適切な損害賠償の実施、(イ)原子力発電所の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、(ウ)国民生活に不可欠な電力の安定供給、の3つを確保するため、原子力損害が発生した場合の損害賠償等の支払い等に対する支援組織（機構）を設け、支援を行うものである。

9. ふるさとへの帰還に向けた取組

(取組の概要)

ふるさとへの帰還を実現するためには、住民の健康及び安全が確保されることが大前提であり、発電所からの放射性物質が管理され、放射線量が大幅に抑えられる状況になることが、不可欠である。

このため、まずは、ロードマップに基づき、安全や環境に及ぼす影響や作業環境に配慮しながらも、一刻も早い事態収束に取り組むことが極めて重要である。

その上で、原子力災害対策本部としては、事故状況の全体像を把握するとともに各区域の解除に向けた検討にいつでも着手できるよう、放射性物質の分布状況等を確実に把握するため、環境モニタリングを強化し的確に実施していく。

また、ふるさとへの帰還に向けた着実な一歩を進めていくため、住民の生活や農業・産業活動の基盤となる土壌等のモニタリング・スクリーニング・除染等や、がれき等の処理について、効果的かつ効率的に行えるよう関係機関が連携して、確実に取り組んでいく。

さらに、原子力災害により被災した地域の活力を再生していく上で取り組むべき課題への対応については、福島県及び関係地方公共団体と緊密に協議しつつ、「東日本大震災復興構想会議」を始めとする関係機関とも連携し、早急に検討を進めていく。

(1) 区域解除の考え方の整理

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 放射性物質の分布状況等を確実に把握するため、環境モニタリングを強化し的確に実施する。➤ 発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で、モニタリング結果を踏まえ、各区域の見直しを検討する。 |
|--|

<当面の取組>

- ・東京電力福島第一原子力発電所周辺を含む適切な範囲での放射性物質の分布状況の把握、今後の各区域（警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域）における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価のための準備などに考慮してモニタリングを実施する。

- ・その際には、様々な手法を駆使し、総合的な放射線モニタリングを実施する「環境モニタリング強化計画」に基づき、継続的なモニタリングを行っていく。特に、「放射線量分布マップ」等を策定・公表するとともに、計画的避難区域等を重点的に測定することにより、事故状況の全体像の把握や区域等の解除に向けて活用していく。
- ・区域等の解除に際しては、原子炉及び使用済燃料プールともに確実かつ長期にわたって冷却が可能な機能を確保し、原子炉が冷温停止状態となり、放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で、その時点までのモニタリング結果を踏まえ原子力安全委員会の意見も聴いた上で、避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の見直しを検討することとし、今後、解除の考え方について整理・検討を進める。

(2) 土壌等のモニタリング・スクリーニング・除染等

- 住民の生活や農業・産業活動の基盤となる①土壌等のモニタリング・スクリーニングを行うとともに、必要に応じて②土壌の除染・改良について、効果的かつ効率的に行えるよう、関係機関が連携して確実に取り組んでいく。

<当面の取組>

① 農地等の土壌等のモニタリング・スクリーニング

- ・東京電力福島第一原子力発電所周辺の土壌について、3月18日以降、継続してモニタリングを実施している。4月22日以降は、「環境モニタリング強化計画」に基づき、土壌表層中の放射性物質の蓄積状況を把握するため「土壌濃度マップ」を作成する。
- ・農地土壌については、補正予算において、放射線測定装置の調達及び分析のための費用を措置しており、農地土壌における放射性物質の濃度の把握を行う。

② 農地等の土壌等の除染・改良

- ・農地土壌における放射性物質汚染を除去する実践可能な手法について検討し、その成果について、現場への普及に向けた取組を行っていく。

(3) ふるさとの地域活力の再生に向けた検討課題

- 原子力災害により被災した地域の活力を再生していくに当たり、以下に例示するような様々な中長期的な課題への取組が必要とされることから、福島県及び関係地方公共団体と緊密に協議していくとともに、「東日本大震災復興構想会議」を始めとする関係機関とも連携し、早急に検討を進めていく。

<主な検討課題>

- 国内外における風評被害対策
- 子どもを始め住民の長期的な健康管理
- 放射性物質を帯びた土壌、がれき、下水汚泥等の除去及び最終的な処理
- ふるさとに戻り、農業・産業を継続する事業者等への支援のあり方
- 雇用の確保や新産業の創出を含めた今後の街づくりと、これを実現するための支援のあり方
- 原子力災害により失われた生活基盤の回復、地域活力の再生に向けた継続的な取組を支えていくための国としての支援のあり方
- 原子力災害により被災した地域の復旧・復興のための支援を一元的かつ長期的に推進するための国の体制のあり方

等

以 上

[参考: 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象区域]

(~4/21)

(4/22~)

